

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

27

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等における保育士の配置基準の緩和

提案団体

長洲町

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)により、従うべき基準として、保育所等における児童の人数及び年齢に応じて定められる保育士配置基準について、年度初日の前日となっている児童の年齢基準日を実年齢に応じることが可能となるよう緩和を求める。

具体的な支障事例

保育所における保育士の児童の年齢別配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に定められており、また、児童の年齢基準日は、国の通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号))で定められる年度の初日の前日と同様になっているため、例えば、年度途中から児童の年齢が0歳から1歳になったとしても、0歳児の年齢別配置基準に基づき保育士を配置しなければならず、保育士確保が困難な現状及び出産後の早期就労などによる就労家庭の増加の中、実年齢以上の保育士配置数が必要となり、年度途中の保育所途中入所にあっては、非常に厳しい状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育士配置については、児童の年齢が上がるにつれ、弾力化がなされ、年度途中の待機児童の解消や4月入所の集中緩和による保護者にとってゆとりのある育児休業期間の確保により、一億総活躍社会の実現に繋がる。

根拠法令等

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
○特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、逗子市、知多市、浅口市、新宮町、大村市

○本市において、年度途中の保育所入所が非常に厳しい状況となっているため、保護者は本来1歳まで取得できる育児休業を3月末で終了させ4月に児童を入所させ復職をしている事例や、4月の入所内定を辞退し次年度の4月に再度申込む事例がみられる。配置基準の緩和により、年度途中で入所の可能性が広がり、保護者がゆとりある育児休業期間の確保ができる。

○育休復帰や就労家庭の増加等により、低年齢児の途中入所の希望が増加している。児童受入れのためには、年齢別職員配置基準により保育士を確保する必要があるが、保育士不足により職員確保は困難であり、途中入所は厳しい状況となっている。

○0歳児の保育ニーズについては子が満1歳を迎え育児休業から復帰する時期に合わせ、年度途中より段階的に増加するため、満年齢に応じた職員配置をすることが可能であれば、待機児童の解消につながる。

留意事項通知に基づき、最低基準上必要とされる保育士の必要数については、入所児童に変動が無くとも児童年齢の加齢により変動することとなるが、公定価格は年度を通じて同一の単価が適用されることに鑑み、年度当初における児童年齢に応じた保育士数を配置するよう民間保育所に指示しているため、その必要が無くならば施設改修や保育士の増員なく、定員を増やすことも可能となる。

○本市でも保育士確保は困難な現状である。満年齢での配置基準採用は、保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。

○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1 現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。配置基準を緩和することで児童の満年齢に応じた適切な保育の提供を実施できるとともに、保護者の育児休暇の取得期間の確保、待機児童の解消に繋がるものである。

○本市も同様の支障事例があり、待機児童の解消の観点から緩和の必要性がある。

各府省からの第1次回答

保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるとともに、安定的な制度運営のため、児童の年齢基準日を年度初日の前日としている。

当該基準日を実年齢に応じる形とする場合、日々必要な保育士数が増加することになり、雇用管理や公定価格算定のための自治体への申告件数・量が劇的に増加するなど、事務の煩雑化を招く。

さらに、その結果として保育士の業務負担が増大し、保育士不足が喫緊の課題となっている中で、保育士確保が一層困難となるおそれがあるほか、業務負担の増加に伴い、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。

また、公定価格の頻繁な変動により、事業所経営が不安定化するのと同時に、必要な保育士数も変動するため、保育士が年度途中で退職を迫られる恐れがある。

以上より、保育士の勤務環境及び保育の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。

なお、政府としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○ご指摘のとおり、保育士等の配置基準が実年齢になることにより、公定価格の算定等についても、事務量の増加が想定されるが、保育施設管理者と相談した上で、提案しているため、保育事業者から同意が得られた場合であって、追加受け入れ児童数が少数かつ短期間に限る場合だけでも、配置の特例を公定価格へ影響させないことを含め緩和を可能としていただきたい。なお、当町において請求事務等が煩雑になることについては、待機児童を発生させることなく、町民に安定した保育サービスを提供するために、やむを得ないと考えている。

○保育士等の勤務環境については、本提案は待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないと考えられる。また、同様に事業者経営の不安定化についても、現状の保育士数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられない。

○ご指摘の小規模保育の実施等については、受入れ年齢が3歳未満児であることや連携施設の確保が困難であること、地域性として、転園することなく一貫した保育の提供を通しての児童の成長を望む町民も多いことなど、ニーズも見込めないことから、事業を引き受けていただける実施主体もないため、現行の保育所を活用したいと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限り認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないか。

・特例を適用できる地域条件(例)

① 現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある

② 厚労省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない

・保育の質の代替策(例)

① 園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保

② 巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保

③ 既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置

○ 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例:年度当初満2歳児クラス(保育士3名:児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないか。

※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の乗除調整されていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないこととなった。

○ 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないとの指摘されている。

また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないか。

○ 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つかからない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。

各府省からの第2次回答

○ 保育所の設備運営基準のうち、人員配置基準については、保育の質を支える上で特に重要なものであり、「従うべき基準」として全国一律の最低基準を維持している。配置基準を実年齢に応じることについて、ご提案のように特定の保育事業者の同意が得られた場合に限定すると、市区町村により配置基準の取り扱いが異なることとなり、全国一律の最低基準を維持することが困難となるため、保育の質の確保の観点から対応は困難である。

○ 1次回答でも記載させていただいたが、配置基準を実年齢にすることにより、

・実年齢に応じた頻繁なクラス変更などにより、本来同じ保育士、同じ仲間との安定的な関係のもと、はぐくむべき信頼関係の構築が難しくなるおそれがあること

・頻繁な配置基準の変更は、保育事業者や自治体の事務負担を増加させるおそれがあり、提供される保育の質にも悪影響が生じかねない。

○ いずれにしても、政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備する

ことが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

36

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲

提案団体

松山市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園の認可は中核市の権限となっているが、それ以外の認定こども園の認定等事務について、中核市の所管とされたい。

具体的な支障事例

本市は平成26年度の提案募集で、認定こども園の全類型は、市町村による施設型給付の対象であるため、確認に関する事務は市町村が行っており、認定と確認に関する事務は共通する部分もあることから、一体的に行う方が事業者、自治体の双方にとってメリットがあるという提案を行った。

なお、当時の事務処理特例制度を活用することの回答を受け、愛媛県と協議を重ね、平成28年度から権限移譲を受けたところである。

これにより、窓口が一本化されたことから、事業者の負担が減少したほか、本市にとっても、地域の実情に応じた効率的、効果的な供給体制の確保等につながった。

一方で、事務処理特例による移譲は、市町村が移譲を求める場合、県の合意を得る必要があり、その協議時には県側が優位に立ちやすいことから、県の考え方によっては、市の考え方が事務に反映されるとは限らないため、法令によって明らかに中核市の固有の事務と位置付けられることで、より適切に反映できるようになることから、権限移譲を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

窓口が一本化されることで、事業者の事務等に係る負担が減少するほか、認定こども園の供給体制確保をはじめとした各自治体策定の「子ども・子育て支援事業計画」に計画的に取り組むことができる。

事務処理特例制度は、あくまで「特例」であり、本来の権限は都道府県にあるが、法定移譲されることにより、真の地方分権に繋がるほか、全国的な基準とすることで、中核市間で差が無く、一律に業務に取り組むことができる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第3条等、第7条、第8条、第29条、第30条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森市、盛岡市、福島県、八王子市、富山市、長野市、豊田市、豊橋市、姫路市、奈良市、倉敷市、久留米市、沖縄県

○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。

○本市も、同様の経過が有り、愛知県より事務処理特例として平成 28 年度から権限移譲を受けている。

○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。

こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関する説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。

○当市においても貴市と同様に幼保連携型認定こども園以外の認可状況等の把握に苦慮している。

○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。

市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する 1 号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。

特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。

○現在、認可外施設から地方裁量型認定こども園への移行を検討している施設があり、認定前に市の実情に合わせて指導を行い、ある程度改善した上で認定申請をしてほしいと考えている。しかし、認定が県、確認が市となっていることから、市からの指導が認定には関係なくなっている。県にも市の考え方は伝えているが、条例に照らし合わせれば事前協議で明確に不可との判断もできない。認定はするが、確認はしないということも制度上はありえるが、実際は難しいため、考え方を統一するためにも、窓口を一元化してほしい。

○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。

○本市では、具体的な支障事例はないが、提案のとおり、中核市においては認定こども園の類型によって「認可・認定」権限が分散していることから、制度改正が必要と考える。

○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。

各府省からの第 1 次回答

中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

他団体からの事例にもあるように、移譲により多くのメリットが得られるとともに、全国的な課題である保育の受け皿の確保等にもつながることから、各府省においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。

また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。

【全国市長会】

中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

- ・引き続き中核市長会における検討を注視していく。
- ・幼稚園（団体）側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

待機児童発生時における保育室等の居室面積基準の緩和

提案団体

須坂市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

第一次地方分権一括法等により、標準とされている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく、待機児童が発生している、または、発生の恐れのある地方都市においても一時的に適用できるよう省令の改正を求める。

具体的な支障事例

子ども子育て新制度の施行により、保育所への入所基準が緩和され保育所への入所が容易になったことや共働き世帯の増加により、3歳未満児の受入れが増加している。

当市では将来を見越して全公立保育園の施設整備を完了したが、新築保育園においても床面積や保育士の不足により入所児童の増加に追いつかない状況となっており、また、他の市町村の保育所の活用も検討しているが、周辺市町村においても保育需要の増加は著しく、他市町村の児童を受け入れる余裕はなく、活用は困難となっている。

仮に施設整備を進めたとしても、市の子ども子育て支援事業計画によると、少子化の進行により数年後には入所児童数は減少する見込みのため、新規施設整備を進めることは困難かつ不合理であり、待機児童が今後発生する見込みである。この待機児童の見込みに対して、保育士はなんとか確保できる見込みはあるものの、市内の施設における居室面積については僅かに不十分となるために、一時的に待機児童が発生せざるを得ない状況になっている。

なお、第一次地方分権一括法及び関係政省令等により、要件を満たす都市部では床面積基準が緩和されたが、当市では要件となる地価も3大都市圏に及ばず、少子化により待機児童の発生数も限られているため、深刻な支障が生じているにもかかわらず、活用することは困難である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一時的な需要の高まりに対する備えのために過剰な設備投資ができないような自治体において、子どもの受入れを諦めることなく、待機児童対策に積極的に取り組むことができることにより、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に資する。

根拠法令等

- 児童福祉法第45条第2項
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の

施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成23年9月14日政令第289号)
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成23年9月2日厚生労働省告示第314号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、宇美町、新宮町

○近年増加傾向にある0,1歳児の入園希望者の受入対応にあたり、建築年次の古い園舎においては、保育室数の不足に起因する乳幼児室の面積不足が支障となっている。
○本市でも待機児童が年度途中から発生しており、またこれ以上の施設の増改築は困難な状況である。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。
○待機児童解消のため、近年施設整備を進め利用定員増加につなげたが、H29.4.1現在で低年齢では待機児童が発生し、5歳児では待機児童が発生しない状況となった。今後、適切な候補地等も見つからないことから施設整備を行う予定が立たない状況にある。面積基準を緩和することでより多くの児童に保育の提供を実施できるとともに、保護者の家庭と仕事の両立、待機児童の解消に繋がるものである。
○保育士の確保は出来ているが面積基準によって希望の保育園に入園できなかった児童がいる。

各府省からの第1次回答

国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。
特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。
その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。
従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、単に待機児童が発生する潜在的可能性があることや、地価の安い地方部分で待機児童が発生しているということをもって本特例の対象とするのは不適切である。
なお、政府としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○最低基準の重要性については十分承知はしているが、待機児童数は少なければ良いというものではなく、たとえ1人の待機児童であっても保育所に入所できるかできないかは保護者及び子どもの一生を左右する重要な問題である。この問題を解決するためには、規制緩和も含めてありとあらゆる施策を総動員すべきと考える。
○本市においても保育ニーズを的確に捉えたうえで保育の受け皿整備を進めており、苦しい財政状況の中で最優先の課題として取り組み、全公立保育園の施設整備を行ってきましたが、将来的に未就学児童が急速に減少する中では、さらに施設整備を進めることは将来負担を増加させる一因となることや、施設整備を進めようとしても3,4年は必要であり、短期的な需要への対応のために、新設することは困難である。また、地価の安い地方都市とはいえ、待機児童は地方都市でも発生する可能性があり、地方自治体や保護者にとって喫緊の課題となっている現状を見れば、全国一律の基準ではなく、本市では、保育施設では保育室、ほふく室が廊下と一体的に利用可能であったり、異年齢での交流保育や混合保育により個々の居室の面積を補完することが可能であることから、基準を緩和したとしても保育の質は低下させずに待機児童を受け入れられるため、地域の実情に応じて、面積の算定を柔軟に対応できるよう認めていただきたい
○なお、小規模保育事業や家庭的保育事業を行う事業者も人口減少局面では将来性が無いため、現在のところ

る参入業者は全くいないため、事業の活用ができない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。

現行の大阪市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないか。

○ 認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、直ちに認めるべきではないか。

○ 特例措置は平成31年度末までとなっており、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況となっている。特例措置の時限を、「平成31年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないか。

○ 待機児童問題は、都市部における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保など長期的なコストを伴うものであり、地方部でも深刻な問題である。地方部や小規模市町村の合理的・安定的な財政運営の観点からも、今回の地域要件の緩和を検討すべきである。

○ 地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育の実施主体を探しても見つからないのが現状である。このような状況では、面積基準の緩和に頼らざるを得ないことを理解すべきではないか。

○ 提案団体の保育所では、保育室の隣に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督の面からも問題なく、保育室と一体的に活用できている。

このようなスペースを常時活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支障は解消されるため、このような対応も検討すべきである。

○ 現在の要件では、3大都市圏の住宅地の公示価格が3大都市圏の平均を超える必要があるが、東京圏の公示価格が高すぎるため、ほとんど東京圏の市区しか制度を活用できず、待機児童問題を抱える他の自治体では活用できなくなっており、効果が極めて限定的となっている。大阪府内のように活用希望が明らかである市町村が活用できるよう、要件を見直すべきである。

また、市町村の規模によらず待機児童数100人以上の基準とすることは、現下の深刻な状況を踏まえれば、不合理と言わざるを得ず、見直すべきである。

○ 例えば、現行の待機児童要件を「待機児童が発生している地域」、地価要件を約7万円下げること、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針(平成28年4月7日雇児発0407第2号)」の大阪府内の対象となる大半の市町村で活用できるようになり、待機児童の解消に大きな効果をもたらす。入所を希望する児童・保護者の立場にたって、真摯に検討すべきである。

○ 大都市では小規模保育等の事業者はあるとはいえ、待機児童を解消するためには、全く不足している状況である。また、小規模保育等を実施するにしても保育に適した物件は少なく、設置するにしても3年程度は要する。待機児童は現在も発生しており、早急な対応を求める。

各府省からの第2次回答

- 児童福祉法第24条において、保育の必要性があると市町村が認める場合には保育を提供しなければならない旨が規定されている。
- 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えている。
- 特に、待機児童数、地価等の観点から保育の受け皿確保の困難さにおいて貴自治体を上回る自治体であっても、国基準を超える面積基準を設定し、様々な創意工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、子どもの受ける保育の質を切り下げたまま優先すべき対応とは考えにくい。
- 政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、将来の施設の転用を見据える等自治体の状況に応じた創意工夫をこらしながら、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

68

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化

提案団体

広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟、広島市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。
一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。
一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に処理できる体制を確保するよう、国において所要の整理を行うこと。

具体的な支障事例

【申請業務(市町村)上の支障】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。

【審査等業務(都道府県)上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■ 保育所相当部分

「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」: 国から市町村への直接補助

■ 幼稚園相当部分

「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」: 国から都道府県経由で市町村への間接補助

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【補助制度の一元化】

事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減，事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や，審査期間の短縮

根拠法令等

児童福祉法第 56 条の 4 の 3
児童福祉法施行規則第 40 条・第 41 条
保育所等整備交付金交付要綱
認定こども園施設整備交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森市、秋田市、山形県、栃木市、茨城県、川崎市、船橋市、横浜市、新潟県、新潟市、石川県、長野市、大垣市、磐田市、豊橋市、豊田市、知多市、京都市、大阪府、堺市、箕面市、神戸市、伊丹市、倉吉市、徳島県、今治市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、熊本市、宮崎県、宮崎市、延岡市、沖縄県

○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。

○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を手続きを行うこと等により、県・市町村・事業者とも相当の事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。

○【支障事例】

市で事業を行う際に、県の予算化も同時に行う必要があり、柔軟な事業展開が困難。

保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、足し上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園か保育所かで基準額が異なることとなり不公平感がある。施設全体の定員規模で基準額が算出できるよう、改善していただきたい。

○施設整備の補助制度については、二つの交付金の申請（保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金）が必要である現状においては、事務負担（行政のみならず、申請する事業者についても）が大きく、効率的ではないと考える。提案にあるように国においては一元的に処理できる体制整備を行っていただきたい。

○【申請業務（市町村）上の支障】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

同一の法律に基づく、同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。

【審査等業務（都道府県）上の支障】

単一施設の整備に係る申請であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省それぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となっている。

特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方での修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあり、審査・申請業務における課題となっている。

【これまでの国の対応】

補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省がそれぞれ重複して行うなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まってきており、細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。

【参考】

■保育所相当部分

「保育所等整備交付金（厚生労働省所管）」：国から市町村への直接補助

■幼稚園相当部分

「認定こども園施設整備交付金（文部科学省所管）」：国から都道府県経由で市町村への間接補助

○幼保連携型認定こども園の整備において補助金を申請する際、単一施設の整備にも関わらず、保育所機能と幼稚園機能を併せ持つことから、厚生労働省及び文部科学省それぞれの担当窓口とそれぞれの交付要綱に基づく協議・調整・申請書を作成する必要があることから、事務の支障を来している。また、申請時期が異なる

ため、内示の時期も厚生労働省4月・文部科学省6月とそれぞれ異なっており、内示率も統一されていない。そのため一方の内示率のみ著しく低い可能性を想定すると、事業を進めていくうえで、町の財政面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

また申請の際に、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。

幼保連携型認定こども園は、一つの法律に基づく単一の施設であることから、厚生労働省・文部科学省それぞれの補助制度に係る手続きにあたっては、事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や審査期間の短縮を考慮し、これら2つの補助制度の所管または申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的な処理ができる体制を検討していただきたい。

○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化について

27年度整備 認定こども園幼稚園

29年度整備 認定こども園幼稚園

認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども分(幼稚園部分)は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、2、3号認定こども分(保育所部分)は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることとなり、書類作成の手間が重複した。

また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等があると両方の交付申請額に影響を及ぼし、国との連絡にかなりの時間を費やした。今年度も30年4月を目指して幼保連携型認定こども園の整備があるが、現在、文部科学省に協議した補助の内示が保留となっており、事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。さらに、厚生労働省分は内示が出ているが、補助金全ての分が揃わないと着工手続を進められないことから、最悪の事態としては30年4月に定員増を図れない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続きがバラバラに行われ非常に非効率的であり、また、待機児童対策が進まない要因となり得る。

○本県においても、提案団体の審査等業務上の支障と同様の支障が生じているため、現行制度を見直してほしい。

○単一施設の整備であるにもかかわらず、厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ申請を行っており、補助対象経費の算定についても各共用部分ごとに按分計算を行うなど事務の負担となっている。

○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならない、計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。

○現時点で当該交付金の活用事例はないが、事業者・市町村における書類作成や事業計画の審査等に係る事務について、煩雑な手続きが必要となっている。

○これまで本市において本案件に係る事例を取り扱ったことはないが、認定こども園整備に係る交付金は、同一の法律に基づく、同一の施設であり、申請者も同一法人であることから、申請を厚生労働省、文部科学省それぞれに行うことは、申請者や関係自治体にとって負担感が大きく合理性に欠ける。

本交付金の所管庁については、これまでの経緯等から内閣府に一本化し、審査過程において必要があれば内閣府から厚生労働省、文部科学省へ協議等を行うといったしくみに改めるのが合理的と考えられる。

○【支障事例】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる弊害が現に生じている。

具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったために、民間事業者の整備事業に支障を来している。

事務処理上の非効率性のみならず、事業実施への大きな影響も問題となっているため、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。

○本市においては、安心こども基金が活用できたため、具体的な支障事例は発生していないが、提案にあるとおり、同一施設整備に係る交付金の申請手続きが二元化していることによる不要な事務処理や事務の非効率化が想定されることから、制度改正が必要と考える。

○【支障事例】

厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、施設の面積や定員等により按分を行わなければならない状況である。

【制度改正の必要性】

事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の一本化が必要である。

○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。

○共用部分の経費を按分する等の作業を経た各省庁への申請事務については、それぞれの文書を作成・点検するなど、認定こども園運営者及び市における事務の煩雑さを招いている。

国の制度に起因した支障事例であり、市等の業務改善では事務の煩雑さの解消を図ることができないことから、国として業務の在り方を整理し、業務の効率化に向けた取組を進めていただきたい。

○幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金の申請様式については、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されているところではあるが、依然として保育所相当部分については厚生労働省、幼稚園相当部分については文部科学省にそれぞれ申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分については、クラス定員等により便宜的に按分をし、保育所相当部分と幼稚園相当部分を算出して補助金を計算しているが、同一の法律に基づく、同一の施設であるため、本来は不要である手続きが生じている状況となっている。

○本年度において、幼保連携型認定こども園の増改築を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、面積に基づき費用按分をしたうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。

費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくい状況がある。

○本市においても、県との連携にズレが生じ、文科省関連の県予算の確保に課題が生じた例がある。(※市は必要、県は不要という判断)補助金の一元化は課題であり、県を通すことで、県の予算措置(バイパス)の手続きも要することから、厚生労働省よりも文部科学省に対し、具体的な状況や意見が届きにくくなっている。

各府省からの第1次回答

認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

これまで改善の取組はされているところであるが、共用部分の按分計算や所管する省庁ごとの協議・調整が必要であるといった支障は依然として解消されていない。同一の法律に基づく、同一の施設に対する補助制度であり、本来不要な手続きを解消するため、補助制度の一元化を実現していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山形県】

申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。

【横浜市】

現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。

【磐田市】

事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。

【箕面市】

○交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。

【長崎市】

内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。

【熊本市】

事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園というひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっている。(弊害の事例:同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期・内示時期の統一化や年間スケジュールの事前周知等について引き続き取り組みつつ、更なる様式の統一化、事業費案分の際の様式例の提示等、事務手続の負担軽減について検討していきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

72

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和

提案団体

越谷市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする。

具体的な支障事例

家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務がある。

地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば「卒園後の受け皿」の確保は当然であり、定員規模を考えれば「保育内容の支援」が必要なことも理解でき、施設からも協力が得られやすいが、「代替保育の提供」については、施設側の抵抗感が強く、市としても現実的に困難と感じている。

教育・保育施設では、保育者確保に苦勞しながら基準に違反しないよう運営しており、中には待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員の派遣を行うことは困難であり、代替保育中の事故に係る責任の所在等についても懸念がある。

現在は、平成 31 年度末までの経過措置期間内であるため、可能な内容から連携するよう市から施設へ依頼しているが、「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携 3 要件全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育給付費が減算されてしまう。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間経過後は、地域型保育事業の認可の取消しに繋がりにくい。

①地域型保育事業所(家庭的保育事業所を除く)による代替保育の提供を可能とする。

②一時預かり事業(幼稚園型除く)、ファミリー・サポートセンター等の活用を可能とする。

などの方策を担保したうえで、「代替保育の提供」について任意項目化できないか。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

「代替保育の提供」を任意項目とすることで、地域型保育事業所と教育・保育施設の連携が進み、地域型保育事業所の参入促進に資する。

地域型保育事業所にとっては給付費の減算がなくなる。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

練馬区、逗子市、知多市、京都市、徳島県、宇美町、大村市

○代替保育の提供が必要となる事案は、地域型保育事業施設側の突発的な事故や事件、感染症等による複数の欠勤によるものが想定される。

「代替保育の提供」としては、①地域型保育事業施設に連携施設から代替職員を派遣してもらうケース または ②連携施設に児童の受入れを依頼するケースのいずれかとなる。

①については、家庭的保育事業における代替保育の提供は現実的に極めて困難であると考えられる。家庭的保育事業の保育室(自宅)で代替保育を提供する場合は、他者(=代替職員)が自宅等に入り保育をすることになるため、家庭的保育者およびその同居者の抵抗感が非常に強いことが想定される。

②連携施設に受け入れを依頼する場合は、越谷市の支障事例にあるとおり、連携施設において面積基準を満たせなくなることが考えられる。突発的な事案による場合は、給食の提供および午睡の寝具など、連携施設にて円滑に保育を実施する体制を整えることが難しい。一義的には、制度上の「代替保育の提供」は、児童および保護者への負担もあることから、予定により保育が提供できない場合については、あらかじめ当該事業者内で保育体制を整える運営責任があると考えられる。人材確保が困難な状況の中、突発的な事案に対して全ての連携施設が即応できるゆとりはないため、複数施設との連携は必須である。このため、「代替保育の提供」に限っては、連携施設の範囲を拡大し、小規模保育事業、事業所内保育事業および自治体の設けた一定の基準を満たす認可外保育施設(東京都認証保育所)も対象に含めるのが妥当と考える。

○本県内の地域型保育事業においても同様であり、「卒園後の受け皿」としては一定の理解・協力を得ることは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中で協力を得られる連携施設の確保は困難である。

○本市において、保育士の確保が難しい状況にあることや、弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあるため、教育・保育施設が他事業所の児童の受入れや代替職員の派遣を行うことは非常に困難である。

○本市においても、公立施設が地域型保育事業の連携施設となる場合、「代替保育の提供」については、現実的に困難と感じている。家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業が確保すべき連携について、「代替保育の提供」を任意項目とする意見に賛同する。

○待機児童対策のため弾力運用で定員以上の預かりをしている施設もあり、教育・保育施設が他施設へ代替職員の派遣を行うことは困難。

○本市において、子ども子育て支援計画の中、保育必要量の確保について小規模保育事業の設置を促進し対応していくとしている。今年度すでに3園開所しており、現在も開園についての相談を受けているが、連携施設の確保が一つの課題となっている。現在経過措置があるため、本市では小規模保育事業の卒園後の受け皿の設定ができれば認可しているのが実情である。全国的に保育士、幼稚園教諭の確保が困難な状況の中、代替保育の提供を求めることは現実的ではないと考えられる。「代替保育の提供」を任意項目とすることで、小規模保育事業開設の促進ができる。

○代替保育の提供については、「職員を回す余裕がない」「事故が発生した場合の対応に不安」等の理由により、施設側の抵抗感が強い。一時保育実施園に対しては、「可能な範囲での受入れでも可」との指針を示し、連携施設となってもらえるよう要請しているところであるが、仮に連携協定の締結に至った場合であっても、実質的に機能していない。

○本市においても、地域型保育事業所の「卒園後の受け皿」・「保育内容の支援」・「代替保育の提供」につき、連携協力を行う教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)を確保する義務については、現実的には対応が困難であり、経過措置期間後、認可取消しに繋がりがかねない問題と認識している。特に「代替保育の提供」については、同様な理由で非常に対応が難しいと思われる。経過措置期間内の現状においても、給付費の減算を行っており、全国的な状況調査を行った上で、「連携3要件」については、見直しを行っていただきたい。

○認可に係る協議の際、連携施設の設定において、保育士不足であるため、「代替保育の提供」について連携先から難色を示される事例があった。また、連携施設が幼稚園の場合、保育士は配置されていないため、「代替保育の提供」は無理があると思われる。これらのことから任意項目とすることに賛同する。

各府省からの第1次回答

○家庭的保育事業等は0歳児から2歳児までの保育を担う事業であり、当該事業における連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の

質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。

○このため、平成31年度までの5年間の間、一定の条件を満たす場合には連携施設の確保をしないことができる経過措置を設けつつ、「代替保育の提供」等の連携協力が確保されていない場合には、地域型保育給付費を減算することとしている。

○「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることに鑑みると、本件提案は対応が困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○第1次回答では、「代替保育の提供」だけでなく「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」にも言及され、その重要性を踏まえ対応困難と回答いただいたが、本市の提案は「代替保育の提供」に係る事項であり、「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」については本市もその重要性を十分認識している。「代替保育の提供」の任意項目化に特化した回答をいただきたい。特に、対応策として以下の提案をしているが、その点も検討いただきたい。

・教育・保育施設以外での事業(小規模保育事業、一時預かり事業等)による代替保育の提供を認める。

・同一法人・系列法人内での人員調整による対応が可能なことや、地域型保育事業所で確保した保育者により対応可能なことが確認された場合には、代替保育の提供に関する連携施設確保は不要であること及び連携施設に関する減算もしないことを明確にし、明文化する。

○本市では、対応策として、教育・保育施設以外での事業による代替保育の提供を提案しているが、それは、職員配置や面積の基準の遵守、普段保育していない児童を預かるリスクという点で、教育・保育施設とそれ以外の事業で差はないとの考えからである。対応困難と回答いただいたが、代替保育の提供者を教育・保育施設に限るのなら、その理由を御教示いただきたい。また、市内幼稚園からは、幼稚園は3歳以降の教育を担う機関で0・1歳児保育の実績がなく、代替保育の提供には不安があり連携できないとの意見もある。一方、小規模保育事業は0・1・2歳児に特化しており、一時預かり事業も0・1・2歳児に対応している。その点も踏まえ、代替保育の提供者を教育・保育施設に限る理由をお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【練馬区】

○制度上求められている連携施設の役割には、保育連携、代替保育、受け皿確保があるが、これらを一つの施設で設定することは不可能である。本区では、地域型保育事業と認可保育所等との数的・位置的なバランスから、おのずと連携項目別に連携施設を設定、あるいは、受け皿のみで複数施設と連携するなど、複雑で負担が大きくなる仕組みとなっている。

保育連携や代替保育は、地域型保育施設と連携施設との距離、位置関係および周辺環境が重要であり、受け皿にあっては受入れ定員枠の確保が最大の課題である。

○これらの課題がある一方、待機児童解消に向け、地域ごとの保育需要に対応した地域型保育施設の整備を、当面の間進めていかなければならない状況である。このような自治体においては、利用調整もしており、受け皿の確保と利用調整を円滑に実施する仕組みも必要となる。これらのことから、経過措置期間内に全ての連携項目における設定を成し遂げることは、極めて困難である。

○制度上、代替保育等の必要性は理解しているため、その円滑な設定の支援となるよう、制度の見直しを求める。連携施設は、家庭的保育事業者等が確保しなければならないとされているが、待機児童が生じ、行政が保育の利用調整を行っている現状では現実的に困難である。実際には、行政が制度の説明からスキームの設定、事業者間の調整、利用調整事務の再構築など、大きく関与し支援を行わなければならない状況である。

①連携施設の対象範囲の拡大

②待機児童解消と合わせて取り組むことを鑑みた経過措置期間の弾力的な運用

③連携を受入れる保育所、認定こども園、幼稚園について、「連携を求められた場合は、最大限の協力をもって応じるように努める」など役割を明文化する

等の方策をもって制度を見直していただきたい。

【逗子市】

○代替保育の提供については、現実的に機能させることの困難性がある。対象児童の性格や特性、アレルギーの有無等実際の保育は、国家資格を所持していても慣れない者が、急に入って対応できるものではないと認識している。連携施設側で受け入れることについても、当日勤務可能な保育士と保育室の面積基準で、最低基準を満たせる保障は無い。また、卒後の受け皿についても、利用調整基準に基づく調整を行うことが前提で有る中で、1対1の連携協定で卒園児全員を受けるとは、事実上不可能に近いものと理解している。当市の家庭的保育事業においても、非常勤職員を複数雇用し、急な職員の休暇に対応可能な体制を取る等、リスク管理を行っており、運営手法により対応可能と認識している。については、「代替保育の提供」及び「卒後の受け皿」につい

ては任意項目とすべきと考える。

○現行制度で運用する場合、「卒後の受け皿」については市内全ての認可保育所と連携協定を締結する必要があるものと考えており、責任の所在を伴う制度としての意義を持ちえないと考える。

○特に、「代替保育の提供」の連携施設がないことをもって、「連携施設加算」の全額を減額する対応は行わないでいただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<連携3項目それぞれについて連携施設の施設・事業種別を設定することについて>

○連携施設が行う連携3項目（保育内容の支援、代替保育の提供、卒園児の受け皿）については、それぞれの連携項目を切り分けて考えた上で、それぞれの連携項目について適切に対応できる連携施設の施設・事業の種類を設定することができるのではないかと。

○「代替保育の提供」にかかる連携施設として、地域型保育事業所（家庭的保育事業所を除く）を認めることや、一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業の活用により代替保育を提供することを認める等の措置が可能なのではないかと。

○「代替保育の提供」が必要となる場面は月数日程度であるという現状を鑑みると、「職員の病気・休暇等の理由で月間数日程度は自宅で保育してもらうことを契約時に明記する」等の方法も許容されるべきではないかと。

○上記の対応を検討するに当たっては、公定価格の取り扱いについても併せて御検討いただきたい。

<今後の検討スケジュールについて>

○現在、連携施設の確保の経過措置期間中であることは承知しているが、連携施設の確保が困難である現場の現状を鑑み、本提案については早期に検討いただいたうえで、早期に措置を講じていただきたい。

各府省からの第2次回答

○第1次回答で回答したとおり、家庭的保育事業等の連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることに鑑みると、当該要件に限っても任意項目化することは困難である。

○なお、一般に子どもが代替保育を受ける際は、通常と異なる環境に置かれるために緊張し、保育士も普段見ていない子どもを見ることになる。このため、代替保育の提供先は、合同保育の実施等の「保育内容の支援」を通じて、連携する地域型保育事業の子どもの様子を把握できるとともに、子どもにとっても慣れた環境で保育ができることのほか、規模が大きく、緊急時の対応も可能と考えられる保育所、幼稚園、認定こども園が対象となっている。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童手当における学校給食費の徴収権限の強化

提案団体

伊丹市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省

求める措置の具体的内容

児童手当法第22条第1項の規定による保育所等の保育料に係る児童手当からの特別徴収について、学校給食費等にも適用拡大を求める。また、学校給食費等滞納金についても、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しを求める。

具体的な支障事例

○伊丹市における平成28年度学校給食費は、調定額約5億2千万円中、平成29年5月時点で約250万円が滞納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、伊丹市では市からの電話・文書・訪問催告などの、あらゆる接触手段に応答がなく、また、裁判所からの支払督促にも反応がない上に、財産の所在も不明であるため、強制執行等の手続等も先に進まない受給者に対しては、そもそも特別徴収の同意を得ることが難しい状況にある。

○学校給食費については私債権として位置づけられていることから、地方税の滞納処分等の例による処分を行うことができない。そのため、債権管理を行うに当たって財産調査や強制徴収を行うことができず、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保について支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めることで、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できる。

根拠法令等

児童福祉法第56条

児童手当法第21条及び第22条

児童手当法施行令第6条

児童手当法の一部を改正する法律等の施行について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成24年雇児発0331第1号)

学校給食法第1条及び第2条及び第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、朝霞市、新発田市、大垣市、多治見市、浜松市、愛知県、豊橋市、箕面市、倉吉市、倉敷市、山陽小野

○当県では、学校と保護者との信頼関係に基づき、きめ細かな給食費の徴収が可能な私会計による給食費の徴収を過半の自治体が行っている一方で、学校給食の公会計化を実施している自治体もある。給食費滞納保護者への督促業務の負担軽減、徴収率の向上については、いずれの会計制度においても重要で、その手段として学校給食費等においても児童手当受給者からの申し出なく、児童手当からの特別徴収を認めるべきである。

○学校給食費の滞納が解消せず、納付者との公平性が確保できていない状態にある。

○当市における平成28年度学校給食費は、約20億7千万円で、そのうち平成29年3月末時点で約830万円が未納となっており、学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定によって、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、申出数としては少なく、未納金の回収において大きな効果が得られていない。

○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約18億円のうち未納金額約300万円である。また、平成28年度の児童手当徴収実績は9名362,570円であり、電話連絡や戸別訪問により接触ができ、申出があった者に限定される。学校給食費は私債権であり、強制徴収権もないため、滞納額の削減が進まず課題となっている。児童手当からの特別徴収の適用拡大は、適正な債権管理の運用及び徴収事務に係る人権費等のコスト削減効果が期待できる。

○当市においても、提案団体が示す事例のように、給食費の滞納については大きな課題となっている。給食費滞納額については、督促状の送付等により支払いを求めているが悪質な滞納者に対しては効果がなく事務的な負担も大きい。児童手当受給者の申し出による児童手当からの徴収を実施しているが、悪質な滞納者については同意を得ることが難しい状態である。しかし、当市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っておらず、学校給食会での私会計の取り扱いであるため、提案団体が提案している強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要と考える。

○学校給食費の滞納者に対して、架電や面談、家庭訪問、督促通知等の様々な手法を用いて滞納対策に当たっているが、一部の滞納者にはどれも効果がない状況で未納額の解消に苦慮している。児童手当受給者からの申し出なく、特別徴収を認めることで、未納額の抑制や教職員等の負担減、受益者負担の公平性を図ることができるなどの多くの効果が期待できる。

○学校給食費の未納は保護者間の負担の公平性を著しく欠くばかりか、食材選定の制約や給食の質の低下など給食提供に支障を来すものである。当市の平成28年度分給食費未納額は平成29年5月末時点で約90万円である。(収納率99.87%)未納対策として、教育委員会からの文書催告や学校職員の面談等による催告を実施している。その際、児童手当法第21条の受給者の申し出による児童手当からの特別徴収の制度を案内しているが、その制度の適用を拒む保護者が結果的に未納者となっている。このような悪質な保護者に対し、学校職員は再三の連絡を取るなど、徴収事務に多大な時間を費やしている現状である。

児童手当からの強制徴収が可能となれば、給食費の未納が解消されるため、学校事務の負担軽減が大いに期待できる。

○平成28年度学校給食費の滞納額は、単年度で約200万円。電話、文書、訪問催告などの手段で接触をしているが、入金が少ない。

○当市における平成28年度学校給食費は、調定額約35億3千万円中、平成29年3月時点で、約295万円、過年度分で約300万円が滞納となっており、その縮減は長期に渡る課題である。市から児童手当と学校給食費の振込口座と同一にするように依頼文書を出しているが、同意を得ることが難しい状況にある。本市の場合、学校給食費については公会計と私会計が混在している。特に私会計においては、徴収困難な状況が続いており、学校給食を実施する上で公平性を保つことが難しい状況にある。

○当市においても、学校給食費の未収金削減は課題となっている。平成28年度の現年度分においては、収納率99.1%と公会計化(市による直接徴収)してからは一番の数字となったが、約1千2百万円の未収金が発生している。市や学校での文書催告にも応じず、支払督促等の法的手続によっても未納の解決が図れない事案は多々あるため、児童手当からの特別徴収が認められることで学校給食を実施する上での公平性の担保や、歳入の確保が図られるとともにコスト削減効果(催告にかかる事務負担、郵便料、法的手続に係る手数料等)も期待できる。しかし、特別徴収については、生活困窮世帯からの徴収が妥当かどうかという判定基準も重要であるように考える。

○当県においても、特別支援学校において学校給食費の滞納に対応するため、職員が何度も徴収へ出向いた事例がある。

○当市においても学校給食費の未収金の縮減は大きな課題となっている。学校給食費については、児童手当法第21条の規定により、児童手当受給者の申し出を条件に児童手当からの特別徴収を認めているが、滞納者に連絡をとり、同意を得ることが困難な状況にある。このため伊丹市が提案されている児童手当法第22条の規

定が学校給食費にも適用されることになれば、学校給食を実施する上での公平性の担保や歳入の確保が図られ、市における債権管理に要するコスト削減効果も期待できると考える。

○学校給食費は他の債権とは異なり、滞納を理由として、児童・生徒の給食を停止することが望ましくないため、私会計で運用している現在においては、当該児童・生徒の給食費は他の保護者の負担となっている。現在、適切な時期を見据えて、公会計への移行を検討しているところであるが、保護者間の公平性の観点から学校給食費の未納問題も課題として挙げられており、強制執行等の手続き等を実施する目的も検討理由の一つである。また、学校給食は、児童手当法第1条に掲げる目的（次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること）を実現するための重要な役割を果たしており、上記の問題解決の手段及び法の趣旨から鑑みても受給資格者の申出なく、強制的に徴収できるよう制度見直しを実施することは望ましいと考える。

○本市においても給食費の未納が問題となっている。本人からの申し出により特別徴収も行っているが、納付義務者からの反応・行動が無ければ裁判手続きによる強制執行手続きを行わなければならない。しかし、そのためには相当の事務量が必要であり、簡単に実施できるものではない。

○本市では、給食費未納者が児童手当受給者で、手当の支給方法が口座振り込みである場合、支給方法を現金支給に変更する旨の同意書を徴取し、支給日に担当課に出向き徴収している。しかし、現金支給への変更に応じない者や、訪問しても不在で同意書の徴取が出来ない者については納付に結びつかないため、提案のように児童手当受給者から同意を得なくても手当からの特別徴収が認められれば、本市においても未納額の圧縮につながると考える。

○本市においても、学校給食費の未納・滞納状況は安全・安心な学校給食の提供を目指す学校給食実施の大きな課題となっている。本市における学校給食費の納入は原則口座引き落としとしているが、未納・滞納状況にある保護者に対しては、再度の引き落とし通知、現金納入の通知、納入に係る来所相談通知、訪問徴収等様々な取組を実施している。しかしながら、長期に渡る滞納状況にありながら納入督促を無視する保護者や市外への転出等を繰り返し所在不明になる者などが多数存在する。このようなことから、提案にあるように、「児童手当」における学校給食費の徴収権限の強化を強く求めたい。

各府省からの第1次回答

○月々に徴収する学校給食費及び学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。

○現在、学校給食費は私債権であり、また、学校給食費の会計処理の扱いについても、児童生徒が食べる給食の対価と言えることや、学校給食実施の実態が各地域により様々であることなどから、公会計とするか、私会計とするかは、自治体の裁量に委ねているところであり、現在、全自治体の半数以上が私会計である。

(H28 文部科学省調査では、1,729 自治体のうち 983 自治体(全体の 57%)が私会計である。)

○ご提案の事項の実現に向けて、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けるには、学校給食費の会計処理を公会計とする必要があるが、一方で、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、提案自治体の中には、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要という意見もあることから、それら私会計の自治体の実情も踏まえつつ、どのような対応が可能か、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○学校給食は、学校給食法第4条に基づき、全国の公立小学校において99%以上の割合で実施されており、また、すべての児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ることを目的とした教育活動の一環(昭和45年2月28日保健体育審議会答申)として位置づけられている。市町村の立場として、すべての児童生徒に給食を提供している中、たとえ学校給食費の滞納が理由であっても、教育現場の実態としては学校給食を停止するということを決して選択し得ない。

○また、生活保護制度上の教育扶助や就学援助等の支援制度などにより、全ての児童生徒への実施が担保されている一方で、電話催告・訪問催告・支払督促申立にも応じない悪質な学校給食費滞納者は、現行制度では財産調査が不可能なため滞納の解消が困難であり、学校給食費における負担の公平性が担保されていない。

○従って、学校給食費が公法上の負担義務であるということを確認すると同時に、学校給食費の公金管理の法的位置づけを明らかにしながら、強制徴収及び児童手当からの特別徴収が可能となる制度改正を早急に検討していただきたい。また、負担義務の明確化に向けた具体的な検討スケジュールを早急に示して頂きたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【箕面市】

国が法改正も含めた包括的な徴収制度を構築することにより、等しく給食費の徴収が可能になると考えるので、引き続き児童手当から学校給食費の強制徴収が可能になるよう検討されたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○まずは学校給食法第11条の改正により、学校給食費における保護者の負担義務を早急に明確化して頂きたい。

その上で、公債権としての位置づけの整理（施設利用料か負担金か）、滞納処分規定、学校給食費の免除規定、児童扶養手当からの特別徴収等、学校給食費に付随する諸問題の整理に着手すべきではないか。

○学校給食費における保護者の負担義務が明確化されれば、学校給食は当然に公会計へと整備されるものであるため、自治体における公会計化が進んでいないことを理由に、公債権化の議論が停滞しないよう、自治体の公会計化に向けた方策も併せて検討すべきである。これらの検討について、今後の具体的なスケジュールを示して頂きたい。

各府省からの第2次回答

学校給食費の滞納金を、児童手当から保護者の同意なしに徴収することができるようにするためには、前提として、学校給食法を改正し、学校給食費を強制徴収が可能な公債権に位置付けた上で、児童手当法を改正して特別徴収の対象とする必要がある。

現在、全体の半数以上の自治体が私会計であり、かつ、追加共同提案の自治体の中には、「当市の給食費の取り扱いについては、公会計化は行っておらず、私会計の取り扱いであるため、強制徴収ができるよう包括的な制度の見直しについては、慎重な対応が必要」という意見もあることから、私会計の自治体も含めた自治体の意向調査を実施することとしており、その結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいりたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

100

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し

提案団体

鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。
一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。
一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、国において一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があるため、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。)
なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がっていないことも挙げられる。
また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」(厚生労働省所管)についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認定こども園に対する補助制度を1本化することにより、事業者や申請自治体にとっては、経費の按分方法の調整などが不要となり事務の軽減が図られるほか、本県における災害復旧補助の事例のように、施設全体に支援が行き届かないという事態が解消される。

根拠法令等

児童福祉法第56条の4の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、青森市、秋田市、山形県、栃木市、茨城県、川崎市、船橋市、柏市、横浜市、新潟県、新潟市、福井市、長野市、浜松市、大垣市、磐田市、豊橋市、豊田市、知多市、堺市、箕面市、伊丹市、倉吉市、浅口市、北九州市、久留米市、佐賀県、長崎県、長崎市、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市、沖縄県

○単一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。

○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請を手続きを行うこと等により、県・市町村・事業者とも相当の事務の負担となっており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。

○【支障事例】

市で事業を行う際に、県の予算化も同時に行う必要があり、柔軟な事業展開が困難。

保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別々に算出し、足上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規模であるのに、認定こども園か保育所かで基準額が異なることとなり不公平感がある。施設全体の定員規模で基準額が算出できるよう、改善していただきたい。

○幼保連携型認定こども園を創設する場合、保育所機能部分は厚生労働省所管の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があるため、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じている。（国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行う「安心こども基金」を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。）

なお、過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところではあるが、改正の都度の事務手続きの説明が生じ、支障の抜本的解決に繋がっていないことも挙げられる。

また、地震等の大規模災害で被災した施設の復旧を支援する「社会福祉施設等災害復旧費補助金」（厚生労働省所管）についても、認定こども園の場合は原則保育所機能部分のみが対象であり、実際に平成28年度の鳥取県中部地震で被災した認定こども園の復旧にあたっては、保育所機能部分のみしか補助が受けられず、施設全体に支援が行き届かない結果となっている。

○それぞれ補助対象経費の算定にあたり、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があるため、経費の按分方法の確認や交付申請書を2種類作成するなどの事務の負担が生じる。

○幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化について

27年度整備 認定こども園幼稚園

29年度整備 認定こども園幼稚園

認定こども園は、教育と保育の両方を実施する施設だが、整備費補助の申請手続きが1号認定こども分（幼稚園部分）は「認定こども園施設整備交付金」を所管する文部科学省、2、3号認定こども分（保育所部分）は「保育所等整備交付金」を所管する厚生労働省にすることとなっており、書類作成の手間が重複した。

また、各号の子どもが共有する部分の按分等にも大変な手間がかかり、按分方法の調整等があると両方の交付申請額に影響を及ぼし、国との連絡にかなりの時間を費やした。今年度も30年4月を目指して幼保連携型認定こども園の整備があるが、現在、文部科学省に協議した補助の内示が保留となっており、事業者の資金計画自体を変更する可能性もある。さらに、厚生労働省分は内示が出ているが、補助金全ての分が揃わないと着工手続を進められないことから、最悪の事態としては30年4月に定員増を図れない事態も想定される。このように、一つの施設の整備に関して、補助金の手続きがバラバラに行われ非常に非効率的であり、また、待機児童対策が進まない要因となり得る。

○幼稚園を幼保連携型認定こども園とするための施設整備の計画において、2本の交付金等の協議を行わなければならない、計画の変更においても、それぞれに変更の手続きを行うことは非常に煩雑であり、交付金制度の一元化に賛同する。

○【支障事例】

幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、2つの補助制度にまたがり、2省の財源確保が必要とされることによる弊害が現に生じている。

具体的には、今回2省に事前協議を行っている同一案件において、厚生労働省所管分は内示が出たものの、文部科学省所管分は内示保留となったために、民間事業者の整備事業に支障を来たしている。

経費按分調整等に係る事務処理上の負担解消のみならず、民間事業者が円滑に整備事業・施設運営を実施していくためにも、一元的な処理体制の確立又は十分な連携体制の確保について、迅速に措置していただきたい。

○幼保連携型認定こども園における施設整備補助については、左記と同様に厚生労働省分と文部科学省分を案分してそれぞれ申請等を行うため、事務の負担が生じている

○【支障事例】

過去の提案で協議書等の一本化が図られてきたところであるが、交付申請や実績報告等の手続きにおいては様式の本化が図られておらず、厚生労働省及び文部科学省の2種類の書類を作成する必要があり、事務の負担軽減が図られていない。

また、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの補助対象経費の算定に当たっては、引き続き施設の面積や定員等により按分を行わなければならない状況である。

【制度改正の必要性】

事務の負担軽減を図るため、認定こども園に対する補助制度の本化が必要である。

○施設整備の補助制度が厚労省と文科省に分かれていることによる支障は、基本的に提案団体の記載のとおりであるが、当該整備事業が2か年事業の場合、各年度の事業進捗率によって、さらに按分する必要が生じ、按分の按分といった計数誤りを誘発するような状況であることから、数値の確認・照合事務が、単純に2倍(4倍)以上の労力となっている。

特に、近年は待機児童を解消するため、同時に処理する整備補助事業の数が激増しており、非常に辛い状況となっている。

また、補助事業終了後の会計実地検査においても、検査官への説明等で多大な労力を必要としている。

なお、提案の趣旨とは相違するかもしれないが、保育所等整備交付金として事業を進めていたにもかかわらず、都道府県に要請され安心こども基金を活用した整備補助事業において、その後の内示の時点で、予算不足を理由に当初想定していた内示額を一時的に大きく削減され、その後の補正予算等の考えも明確にされないまま、追加内示があるまで放置されたことがあり、一括で手続きできる安心こども基金でさえも、補助事業を円滑に進めることができない状況である。

○1園当たり、保育所機能、幼稚園機能毎に事前協議、交付申請、実績報告、交付請求に係る処理時間がそれぞれ3時間程を要しており、平成28年度実績で、2園で4件分、およそ48時間の処理時間となっている。

なお、平成29年度は5園分の整備予定であり、本市としては、今後も幼保連携型認定こども園と私立認可保育園の整備を優先させることから、相応の業務量が見込まれる。本提案が実現すれば、その業務量が半分程度となるため、補助体系の見直しを共同提案する。

子ども子育て分野については、適宜、増員等の手当をしてきたものの、業務繁忙が解消されていない。人・予算による手当だけで解決しないのであれば、現在抱えている事務の内容や工程等を見直すことで、現場の負担軽減に繋がりたいと考えており、定員管理所管課としても、本提案について、強く賛同したい。

○同一の施設における同一の工事に対し、市町村及び県において二重の負担となっていることから、一元的に整理することが求められる。

○本市においては、幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金について、保育所機能部分のみを該当としているため、幼稚園機能部分の補助金は活用していないが、補助制度の一元化による事務負担の軽減等は必要であると考ええる。

○平成28年10月鳥取中部地震の災害復旧事業において、同事案が生じた。

○本市でも、整備交付金の申請は多くあり、その都度申請手続き、事務処理には苦慮しているところであり、簡素化を求めたい。

○厚生労働省と文部科学省の内示の時期が異なり、予算の議案の手続きが煩雑化した。厚生労働省及び文部科学省の2つの交付要綱に基づく協議、調整、事業者への説明、積算の資料作りに時間を要した。

○制度が2つに分かれているため、協議、申請、実績報告、支出という一連の事務を2つに分けて行わざるを得ず、事務量が倍増している。

○本年度において、幼保連携型認定こども園の増改築を計画しているが、整備対象施設の機能区分ごとに定員や、面積に基づき費用按分をしたうえで、保育所等整備交付金、認定こども園整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金(対象施設に児童館機能が含まれていたため)の申請手続きを進めている。費用按分に関する検討にも時間を要し、また、申請手続きについても、交付金毎にスケジュールが異なるため、効率的に申請手続きを進めにくい状況がある。

各府省からの第1次回答

認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事務手続きの面だけでなく、別々の省庁(文部科学省、厚生労働省)の所管であるため、同一施設であるにも関わらず、片方の制度しか支援が受けられないなど補助金交付額の面において不均衡が生じていることから、所管省庁の一元化等抜本的な解決を求める。
なお、今後の具体的な取組について示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山形県】

申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事務の軽減にはつながらず、不十分である。

【横浜市】

現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など限定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。

【磐田市】

事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。

【箕面市】

交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。
幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」であることから、災害復旧補助の事例のように同一施設内において幼保機能のどちらか一方しか支援を受けられないといった事象が生じないよう、交付金制度の内容の幼保統合を求める。

【長崎市】

内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。

【熊本市】

事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園というひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにくい一番大きな要因となっている。(弊害の事例:同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等)

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期・内示時期の統一化や年間スケジュールの事前周知等について引き続き取り組みつつ、更なる様式の統一化、事業費案分の際の様式例の提示等、事務手続の負担軽減について検討していきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

106

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園等において過年度分保育料を遡及して変更する場合の徴収方法に関する規制緩和

具体的な支障事例

○行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、保育所では市町村が保護者から過年度保育料を徴収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による徴収が認められていない(幼保連携型・保育所型認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行徴収が可)ことから、施設が独自で徴収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認定こども園等(幼稚園を含む)において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遡及して徴収する場合、市町村が代行徴収を行うことで、利用者から平等に保育料を徴収できるようになり、利用者間の不公平さをなくすることができる。保育料の徴収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、特定の場合の徴収事務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。

根拠法令等

児童福祉法第24条及び第56条第8項

FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問)

応諾義務について(案)(平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども・子育て支援新制度説明会 配布資料)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、小牧市

○保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が徴収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が徴収できるようにすることで施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。

各府省からの第1次回答

保育園に関する利用料の徴収権限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課されているこ

とを前提として、その確実な履行を担保するための手段として特別に付与された権限であり、市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等まで対象とすることは、制度の性質上困難である。

また、仮に徴収権限を幼稚園等に対して拡大した場合には、滞納された幼稚園の利用料について、新たに市町村が対応する必要があるなど、市町村に追加的な事務負担が発生することから、市町村間での十分な合意形成、各市町村における実施体制の整備が不可欠である。

なお、提案理由にあるような、行政側の事情により過年度の利用料を遡及して徴収する必要が生じた場合には、市町村が直接保護者に対してその旨を丁寧の説明し、対応することが適切である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

児童福祉法第24条第2項で、全ての認定こども園に保育の確保義務があるにもかかわらず、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業のみに、児童福祉法で市町村による代行徴収権が付与されているのは不合理である。

幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、市町村が利用料を決定していることから、市町村の都合等で遡及徴収すべき事案が生じた場合、施設型給付を受ける施設等について、例外的に市町村が徴収を行うことは合理性を欠くものではなく、保護者にとっても市町村が徴収の際に説明する方が理解しやすい。市町村の事務負担については、本市の平成28年度実績が19件であり、事務量の増加による負担は軽微と想定している。また、遡及徴収事案について、実際に直接徴収を行うかどうかは各市町村が判断できるよう制度設計を検討することで、市町村の事務負担増の懸念に対応できると思料する。

今回の提案は、税更正や事務的な算定ミスによって過年度分保育料を遡及徴収すべき事案が生じた場合に、保護者や施設に負担を掛けたくないよう、市町村の判断により、例外的に、当該保育料を市町村が保護者から直接徴収できるよう、具体的には、以下のとおり要望するものである。

1. 認定こども園(全種別)、地域型保育事業、幼稚園について、例外的に、市町村が保育料を直接徴収できる権限を付与。
2. 1の実施を優先的な要望として、以下の手法も検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○市町村による代行徴収権限が、児童福祉施設(保育所及び幼保連携型認定こども園)に限られていることは、不合理ではないか。

児童福祉法第24条第5項及び第6項では、市町村に対し、保育所及び幼保連携型認定こども園における保育の最終的な実施等の義務付けがされているが、同条2項において、市町村は、保育を必要とする児童に対し、幅広く認定こども園や家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じる義務が課されており、あえて区分する必要があるのか。

待機児童が解消されていない事態に鑑みれば、最終的に公立施設で保育を行うことを保障する体制が完備されている訳ではなく、現下の待機児童問題が深刻な中では、最終的な保育の受け入れ先が、幼稚園型認定こども園や家庭的保育事業等となることは十分にありうる。市町村の代行徴収権限を、保育所及び幼保連携型認定こども園に限定する必要性がそもそも乏しいのではないか。

○上記に加え、幼稚園を含む特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、市町村が利用料の決定や施設型給付の支給を行っており、特に利用料は市町村が決定しているため、施設等に変更の余地がなく、利用料の変更も市町村に帰責している。このような市町村と施設等との関係を踏まえると、市町村が徴収を行うことは合理性を欠かないのではないか。

○さらに、特定教育・保育の提供が施設と保護者との直接契約に基づくものであることを踏まえても、施設及び保護者の同意や、施設から市町村への徴収事務の委託等を前提とすれば、市町村が徴収することは可能ではないか。

○以上の諸論点をまず整理し、法制面、実務面から提案団体の支障を解消する方策を直ちに検討し、具体的な方針を示されたい。

○本提案の実現によって、市町村の徴収事務の負担が増加することが想定されるが、一律に市町村へ徴収権限を付与するのではなく、市町村が選択的に制度活用できるよう制度設計することで懸念は解消されるのではないか。

各府省からの第2次回答

幼稚園型認定こども園は、法的性格としては幼稚園と同じく学校であり、児童福祉施設でありかつ学校である幼保連携型認定こども園とは性格を異にするものであることから、幼保連携型に認められるものが、同様に幼稚園型に認められるものではない。

利用料の徴収権限は、児童福祉法第24条第1項に基づく保育の実施義務及び同法第2項に基づく保育の確保義務だけでなく、

①虐待のおそれのある子供など、保護者の自由意志に委ねては、その子供に必要な保育が提供されないと考えられる場合に、市町村が同条第4項に基づき行う保育の利用の勧奨や支援、また勧奨・支援を行ってもなお契約による保育の利用が困難な場合に、市町村が同法第5項に基づき行う措置入所や

②障害のある子供など、市町村の利用調整を経てもなお保育の利用が困難な子供に対して、市町村が同条第6項に基づき行う措置入所

の対象となっており、市町村が積極的に関与し、重い責務を負っている保育所や幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等に対して、当該施設における保育の履行を担保するため認められているものである。

児童福祉施設である保育所等とは異なり、幼稚園等については、市町村は上記の責務を負っていないことから、徴収権限を認めることは困難である。(なお、幼稚園については、市町村の保育の確保義務の対象からも外れている。)

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

107

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し

提案団体

大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園における障害児等支援にかかる補助制度を一本化する。

具体的な支障事例

○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。

○例えば、幼稚園型認定こども園のうち、接続型の場合で幼稚園部分が学校法人立の場合、3号認定子どもには「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」が適用されるが、2号認定子どもには「特別支援教育費補助」が適用される。

また、幼保連携型認定こども園のうち、旧接続型の場合で学校法人の場合、2号認定子どもには私学助成が適用されるが、3号認定子どもには一般財源措置となっている。この場合、私学助成は補助金の交付を受けようとする年度の5/1現在に就園する子どもに対して補助がなされるため、例えば、次のような支障が生じる。

(例)5/3 生まれの子どもは、5/2に2号認定になることから、5/1時点では私学助成の対象とならず、当該子どもはどの制度からも補助金の交付を受けることができない。

○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設にとって大きな事務負担となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

補助体系の見直しを図ることで、事務作業の負担軽減につながる。

根拠法令等

多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要項
私立高等学校等経常費助成費補助金(幼稚園等特別支援教育経費・過疎高等学校特別経費・教育改革推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、福島県、川越市、新発田市、大阪府、北九州市、佐賀県、長崎市

○私立の認定こども園における障害児等支援については、子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促

進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。

○手続きの面に関しても、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」については市町村へ補助申請を行わなければならない、施設にとって大きな事務負担となっている。ついては、事業類型や子ども支給認定の区分を問わず、障害児へ統一した支援となるよう補助制度の一本化を提案する。

○本市においても、提案市と同様に私立の認定こども園における障害児等支援については、私学助成部分については都道府県へ、それ以外については市へ補助申請を行わなければならない、施設にとっても負担になっている。

○認定こども園での障害児等支援に係る財源措置を一本化し、分かりやすい制度構築が必要であると考えている。さらに居宅訪問型を除く地域型保育事業では公定価格における加算項目として財政措置されており、子ども・子育て支援新制度の財政支援の仕組みを共通化するという趣旨に鑑み、障害児等支援に係る財政措置は、公定価格における加算項目に一本化することが望ましいと考えている。

各府省からの第1次回答

特別な支援を必要とする子どもの受入れについては、従前、私学助成(特別支援教育経費)及び一般財源(従前の障害児保育事業)により財政支援を講じていたところ、これらの対象となっていなかった子どもについても適切に支援を行うため、子ども・子育て支援新制度の施行時に「多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)」を創設したという経緯から、認定こども園の類型や子どもの認定区分等によって適用される事業が異なる複雑な仕組みとなっていることは承知している。

しかしながら、既に一般財源化している部分があること、私学助成(特別支援教育経費)と多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)についても所管省庁や補助主体等が異なることなどから、事業の趣旨や経緯、支障の実態を踏まえながら、新制度全体の5年後の見直しを議論する際に、本件についても検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定こども園における障がい児支援の仕組みについて、次回の新制度全体見直しで検討を行う意向を示していただいたことは、今回の本市提案の趣旨を理解していただいたものとする。しかしながら、各施設における事務処理の負担など現状の課題を解決するため、新制度の見直し時期を待つまでもなく、できるかぎり早期に制度見直しを図っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

補助の統合等については、一次回答のとおり、新制度全体5年後の見直しを議論する際に、検討を行うこととするが、提案団体の意見を踏まえ、今年度中に私学助成(特別支援教育経費)・多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)における認定方法の明確化や、私学助成における認定時期についてなど、運用改善に関する通知を発出することとしたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

174

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地域少子化対策重点推進交付金の申請手続き等の明確化、簡素化

提案団体

三重県、宮城県、広島県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地域少子化対策重点推進事業実施要領において、

- ①具体的な審査方法(審査体制、審査手続き、審査担当有識者名)等を記載したうえで、どの段階でどのような判断が出たのかも全ての申請自治体に公開し、審査方法の透明化を図ること。
- ②公平な審査を推進するため、具体的な審査基準(単価の上限や委託金額の上限等数値で客観的に判断できるもの)を記載したうえで、全ての申請自治体に公開し、円滑に事業構築ができるよう支援すること。
- ③審査スケジュールを明確に記載し、地方の予算や事業遂行に影響を与えないようにすること。

具体的な支障事例

地域少子化対策重点推進交付金については、内閣府に申請を行い、その審査を経て交付決定を受けることとされている。また、審査においては外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が明文化されておらず、事業ごとの指摘事項から基準を推測するしかない状況にある。そのため、事前に基準を考慮した事業構築が困難な状況となり審査過程における指摘事項で何度も修正が必要となるなど、事務負担が増加するとともに、計画的な事業推進の妨げとなっている。

また、申請手続きについても明確な理由なく承認期限が何度も延長されるにもかかわらず、地方からの申請期限は厳守を求めたり、申請時に入札前にも関わらず業者見積もりを要求するなど、円滑な事務執行上過度な負担や公平な入札業務の支障となっている。

さらに、他県の事業例について内閣府からの情報提供がほとんどなく、少子化社会対策大綱の重点課題や当該交付金の目的である先進事例の全国展開の推進にも支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

審査基準や審査手続き期間の明文化により、審査途中での事業内容の変更や追加資料の作成などの事務軽減につながるるとともに、計画的な事業推進が可能となる。また詳細な積算資料や見積書の提出要求による事業者との事前協議等が不要になることから、公正公平な事業者選定も可能となる。

さらに他県等の情報を共有することにより、先進事例を参考に各都道府県、各市町村が新たに事業構築することが可能となり、少子化対策の全国展開にもつながるものと思われる。

根拠法令等

地域少子化対策重点推進交付金交付要綱第4条、第5条、同実施要領 3(4)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、横浜市、石川県、静岡県、浜松市、京都府、大阪府、島根県、岡山県、山口県、高松市、佐賀県、熊本市

○対象事業の内容等も含めて審査基準が不明瞭であり、事業構築の際に苦慮している。また、書類提出や修正等の事務負担も大きく、採択決定のスケジュールの遅延等もあり、市町村が当該交付金を活用する上でのハードルは高くなっている。

一方で、地方にとって当該交付金は、喫緊の課題である少子化対策に向けた新たな取組を実現・実行するための貴重な財源となっている。当該交付金を有効に活用し、全国規模で少子化対策を強力に推進していけるよう、制度の改善をお願いしたい。

○平成25年度「地域少子化対策強化交付金」では7市町、平成26年度では3市町、「地域少子化対策重点推進交付金」に移行した平成27年度は2市町が活用したが、平成28年度は活用した市町村がなかった。

・市町村の本交付金活用が減った要因として、「優良事例の横展開」を掲げ先駆的な事業の実施を推進しており、事業実施のハードルが上がっている点と、「結婚支援」を重視した事業メニューの構成となっており、市町村が地域の実情に応じて実施する子育て支援に係る取組が軽視されている点が挙げられる。

・また、事業計画書に対する外部有識者審査の明確な審査基準が公表されない中で、繰り返しの修正指示を受けることから、事業の実施に大きな影響を及ぼしている。

・以上のことから、審査基準を明確にするとともに、地域の実情に応じて実施する子育て支援施策についても交付対象とされるよう弾力的な運用をお願いしたい。

○【支障事例】

地域少子化対策重点推進交付金実施要領の確定が、自治体における予算要求時期に間に合わず、また、対象事業の情報提供も遅れがちであるため、自治体における予算要求過程において、事業内容の構築・精査・確定に支障を来している。

また、事前の対象事業の情報と、その後の審査結果において、整合性がなく混乱が生じている。

○本県では、学習支援を含めた子どもの居場所づくりについて、ひとり親家庭に限定せず、運営する自治体に対して運営費を補助している。一方、現行の国庫補助制度では、補助対象となる運営費をひとり親家庭の児童数とひとり親家庭以外の児童数により按分せざるを得ないことから、事務の煩雑化に加え、当初見込数と実績数に乖離がある場合には補助額に変動が生じ、財源の見通しが不透明な状況となっている。

このことから、ひとり親家庭に限らず、支援の必要な子どもが幅広く利用できる居場所の整備を支援することができるよう、現行の補助制度の見直しを要望する。

○交付決定までのプロセスに時間がかかりすぎる上、積算根拠として業者の参考見積書を添付する手法は、国から積算の変更指示があった場合、何度も参考見積書をとり直さなければならず、競争入札を実施した際に、その業者が、落札しなかった時には、業者に対し手間だけをかけさせている現状である。

また、事業執行を1年間で積算している時は、交付決定が遅れることで、事業実施に影響が出ている。この交付金を実施してきた実績から、良い事例についてはメニュー化し、有識者の採点の必要がない項目を追加すること。事務の簡素化を図ることで、交付金の利用実績が上がり、しいては少子化対策につながるものとする。

○本県においても、本交付金(平成28年度第2次補正予算)の実施計画書の提出に当たって、事務局からの指摘事項が何度も変化し、修正が必要になったため、事業の構築が困難な状況になるとともに、事務負担が増大した。具体的な審査方法や審査基準の明確化が必要と考える。

○審査基準が明文化されていないため、事業計画に対する指摘が度々あり、事務負担が大きくなっている。また、申請手続き後、明確な理由なく承認期限が延長され、事業の円滑な執行の支障となっている。

○審査においては外部有識者の審査を経ることとされているが、具体的な審査基準等が示されていないため、担当者においてはおよそのイメージで申請書を作成しなければならず、申請後においても、当初申請した計画に対しての修正が何度も繰り返され、交付決定を得るため事業計画が当初想定しているものから変わってしまう。

また修正に対する事務対応が期限も短く負担となっている。

・内閣府への申請段階において、入札前にも関わらず業者見積もりを要求するなど、事務執行上過度な負担がかかる。

○地域少子化対策重点推進交付金の具体的な審査基準等が明文化されていないため、外部有識者の意見が委員により異なり、前年度の指摘を踏まえて当該年度の事業計画を作成したにも関わらず、前年度とは全く異なる意見が出され、事業を見直さなければ実施できない状況になってしまうものもある。しかし審査スケジュールは大幅に遅れており、すでに市では予算が成立した段階であり、事業内容の修正が困難な現状である。有識者の審査事務の遅延は、内閣府からの正式な理由の提示がなされないままであり、行政内部はもとより対外的な説明にも苦慮するところであり、事業執行に大きな影響を与えている。

○実施要領等で単価基準や上限数値を明文化せずに審査の過程で何度も金額の修正を求められ、過度の事務負担と時間を要した。自治体は要領等に基づき事業計画を作成し、内部予算協議を経て国に申請を行っている。予め審査基準や単価数値を明確に示し、公平で円滑な申請事務の実施をお願いしたい。

当初国の通知では28補正予算分は3月上旬交付決定予定が、本府では5月12日交付決定、29予算分は4月1日交付決定予定が、6月20日現在まだ交付決定待ちの状況。年度当初早急に委託事業の契約を締結する必要がある中で、内示が大幅に遅れ業務に支障を来した。自治体に対して提出期限の厳守を求めていることから、国においても明確な理由がない限り自治体の事業遂行に支障が生じることのないよう審査スケジュールについて留意いただきたい。

○・キャンペーン事業を申請したところ、有識者審査において、「コストが高い」「費用対効果が見合わない」との指摘を受けたが、指摘事項が漠然としており、具体的に、どの経費をどの程度削減すべきとの指摘ではないため、感覚的に対応するよりなかった。

・講師講演料について、講演料やあくまでも先例とした講師の人選について指摘がなされた例があったが、交付申請中の事業であり、講師の決定や具体的な交渉は予算措置後(交付決定後)にすることから、実態にそくしていないことが多い。

○審査においては外部有識者の審査を経ることとされており、審査に時間を要す上、承認期限が何度も延長されるため、計画的な事業推進の妨げとなっている。

各府省からの第1次回答

従来から有識者審査の手順等を記載したQ&Aを作成し、地方自治体に提示していたところであるが、今般、審査に関する具体的観点やコストの目安等を明記するなど、地方自治体の計画策定に資する内容を一層充実させた。

また、KPIの設定例や計画書の記載例も提示したことに加え、高い効果が確認できた地方自治体の取組例を順次紹介するなど、地方自治体における事業計画の策定を支援している。

さらに、申請件数が増加していることに伴って審査期間が長期化していることや有識者の負担が増加していることも踏まえ、事業内容が定型化している事業メニューについては、有識者審査を包括承認等としたことに加え、これらの事業計画に関しては申請の締切を設けず、随時募集とするなど、審査の効率化を図り、交付決定までの手続をスピードアップすることとした。

既に紹介している取組例に加え、今後、順次紹介事例を増やしていくこととしており、本交付金による地方自治体の取組を更に支援していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

審査基準についても明示していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】
Q&Aにおける審査基準の明示化や、採択事例の紹介、有識者審査の一部省略及び募集時期の弾力化など、提案事項に対する改善が図られている。
今後も、更なる採択事例の情報提供(特に、市町村規模での事業の概要を含む一覧表や、実際の実施計画書本体など)や、審査の簡素化・効率化及び基準の明確化を図られることをお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

地方自治体における実施計画の策定を支援するため、審査基準については、Q&Aにより審査の観点やコストの目安等を明示しているほか、採択事例の公表、実施計画書の記載例の明示、有識者審査の包括承認等による効率化など、不断の見直しを行っているところである。

今後も、これら採択事例等の情報を順次追加していくとともに、説明会を開催し情報提供を行うなどして、本交付金による地方自治体の取組を更に支援していきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

208

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し

提案団体

高岡市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省

求める措置の具体的内容

年度当初時点で満2歳であり、年度途中で満3歳に達する保育を必要としない子どもについて、子ども・子育て支援法に基づく支給認定の対象とすること

具体的な支障事例

<現状>

- ・幼稚園、保育園等の教育・保育を利用する場合、子ども・子育て支援法第19条で定める支給認定を受けの必要があり、認定を受けた者は、認定区分に基づき、施設型給付を受けることができる。
- ・幼稚園及び認定こども園の幼稚園部(以下「幼稚園等」という)は満3歳以上から入園できる(1号認定)こととなっているが、本市内の幼稚園等では、満3歳到達前の子どもであっても、施設の付随事業として受け入れているのが実情である。

<支障事例(総論)>

幼稚園等は、少子化により同世代の児童と交流する機会が少なくなってしまった児童のためのフィールドとなり、児童の健やかな成長を促す場としての役割を果たしている。また、自我が芽生えはじめ、イヤイヤ期の児童(満2歳前後)については、教員や同世代の児童など、親以外の人間と活動することにより、自制心や協調性の芽生え、集団生活へのスムーズな移行が期待できる。

年度当初満2歳の子どもが年度途中から随時入園すると、満3～5歳児学級のように全児童を対象とした通年の教育内容を組むことができず、児童の成長に影響がある。

<支障事例(その他)>

○施設:3歳に到達するまでは、施設型給付(1人あたり6万円程度)が受けられないため、施設や保護者の負担で給付分を賅っている。

○保護者:3歳に到達するまでは、市が定める保育料ではなく、施設が独自に定める保育料(市が定める保育料より高額の場合が多い)を支払っており、また第3子無料、兄弟同時入所による保育料軽減などの措置を受けることができないなど、金銭的負担が大きい。

○市:認定を受けていない児童は正式な入所扱いとなっていないため、真に施設を利用している児童数の把握、職員の配置基準、施設の面積基準などの充足状況の確認が困難。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・満3歳児未満の子どもの教育ニーズに対し、適切な対応を行うことができる。
- ・2歳児であっても幼稚園等に入園しやすい環境となり、増加し続けている3歳未満児の保育ニーズに対し、保育園のみならず幼稚園等がその解消に資することが期待される。
- ・施設を真に利用している児童数の把握が容易になり、定員外園児の受け入れなどの防止に繋がる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第 19 条、学校教育法第 26 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、ひたちなか市、北九州市

○満 3 歳になる前に私的契約で入園をさせていると、市で把握することが困難であるため施設基準や職員配置基準が適正に満たされているかの判断が困難となることであり、施設給付費の加算の判定等に誤りを生じる可能性がある。このことから 2 歳児の受け入れについて基準等を設け制度の中に組み込む必要があると思われる。

○第一次反抗期にあたる 2 歳児を幼稚園に受け入れることにより、孤立しがちな専業主婦(夫)家庭等の育児負担の軽減が必要である。

自我の目覚めと行動範囲の広がり、数多くの言葉を獲得していく時期である 2 歳児を幼稚園で受け入れることにより、子どもの育ちを支援することができる。

各府省からの第 1 次回答

子ども・子育て支援法に基づく支給認定・施設型給付は、幼稚園・保育所・認定こども園に入園する資格を有することを確認した上で、その利用に係る経費を支給するものであるため、幼稚園・保育所等のいずれの施設にも入園できない「保育を必要としない2歳児」について、支給認定の対象とし、施設型給付を支給することは、制度の立てつけ上困難である。

一方で、幼稚園等が、幼児期の教育・保育のセンターとして、保育を必要としない2歳児やその保護者に対する子育て支援活動を行っていくことは大変重要であり、そういった活動に対しては、既に、私学助成(幼稚園の子育て支援活動の推進)や子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業(一般型))により、支援を行っている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市では、現に、年度当初で2歳の子どもについて受入を行い、支給認定子どもに対するものと同様の教育の実施に努めているが、支給認定されない中で園の独自事業として行っている以上、例えば下記のようなケースにおいて、支給認定子どもと比較して法的な保障なく、満3歳に達していない児童や保護者の権利保護に重大な支障が考えられる。

・入所申請に対する応諾義務(子ども子育て支援法第33条第1項)、幼稚園で選考が行われる場合に、満年齢に達していないとの理由で不利益な扱いを受ける(同条第2項)。

・児童の発達や家庭環境に応じて、設置者と市町村、児童相談所、児童福祉施設、教育機関との連携等により良質な教育・保育を提供されない(同条第4項)

・設置者が利用定員を減少した際に、必要な教育・保育の継続が行われない(同法第34条第5項)

・保護者の希望や養育状況に応じた、市町村によるあっせんを受けられない(同法第42条)

上記のような事例は、幼稚園と保護者との契約において基本的な水準を保障されていると考えられるが、自らが十分に希望を表現できず、不当な扱いを受けても主張できない子どもに対しては、特に慎重な権利保護が必要であると本市は考えており、事故や問題事例が発生することがないように、学校教育法第26条の年齢基準の引き下げを含め、制度面・財政面の両面から現行の1号認定児童に劣後しないような制度設計を検討いただきたい。

また、利用の保証がされておらず支給認定外児童であるために、正式な入所状態の把握がなされていない。このことから、園が同様のサービスを提供しようと努めていることを前提としながらも、場合によってはその内容に差が生じる恐れがあり、満3歳到達時から支給認定を受けて行われる幼児教育とは異なっている。これらの園の独自事業によりつなぎとして行っているサービスを受ける年度当初満2歳児が、満3歳児と全く同じ環境・内容の幼児教育を受けられることで、満3歳児からの教育をより効果の高いものとし豊かな人格形成に資することになる。

また、本市がこのような事業を行っている背景としては、満3歳の誕生日到来をもって、年度途中での入園を行うこととすれば「1年を通した各種行事等が成立しないことから、子どもの健やかな成長に支障がある」と考えられているためであり、現場の知恵・手法としてこれまで対応してきたものでもある。

「現に入所している保育を必要としない2歳児を支給認定対象とすること」は、制度の立てつけ上困難との回答

ではあるが、こうした現場の運用を行わなければならない点をよくご理解いただきたい。
本提案は、年度途中で満3歳になる児童に幼児教育の提供ができるようになることで、子ども・保護者・行政の全てに利がある方法であり、住民福祉の向上に効果があると考えている。
また、地域子ども・子育て支援事業についてであるが、一時預かりであれば緊急・一時的な預かりへの対応、地域子育て支援拠点事業は親子の交流の場づくりなど、本市においてもそれぞれの本来の目的に対し、適切に活用されているところである。これらの事業は、2歳児への子育て支援活動としての位置づけとなる効果があることは理解できるが、継続した入園・教育を補完する事業とは市・事業者・保護者ともに認識しておらず、この事業の活用は本支障の解消につながるものではないと考えている。
このようなことから、今回提案の背景となった地域・現場の実情に対応できるような制度設計をぜひご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○構造改革特区における特例の廃止から10年が経過し、子ども・子育て支援新制度の施行（施設型給付、支給認定、認定こども園など幼保を一元的に取扱う事業の制度化）や幼稚園を取り巻く環境（少子化、就労世帯の増加による地域の幼稚園ニーズの低下）等が変化している中、改めて検討すべきである。
○「子育て安心プラン」において、幼稚園での保育を必要とする2歳児の受入れを推進するため、一時預かり事業（幼稚園型）により2歳児を定期的に預かる仕組の創設等を行うこととされているが、提案の趣旨を踏まえて、幼児教育を希望する者も受け入れを可能とすべきではないか。

各府省からの第2次回答

・平成30年度概算要求において、「幼稚園における2歳児の円滑な受入れのための調査研究」を新規事業として盛り込んでおり、まずは、この事業を通じて、2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等について調査研究を深めた上で、その結果を踏まえて、必要な措置について検討を行ってまいりたい。
・なお、一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児の定期的な預かりは、待機児童対策として保育を必要とする子どもを対象とするとの前提で「子育て安心プラン」に盛り込まれたものであり、その他の子どもまで対象に含めることは困難である（保育の受け皿拡大に向けた財源確保が喫緊の課題となっていることを御理解いただきたい）。
・構造改革特区に関しては、平成15年～18年に構造改革特別地域において実施された満3歳未満児の幼稚園入園事業において、評価委員会等の検証の結果、幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園児としての集団的教育ではなく、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた形態で2歳児を受入れることにより、全国展開を行うこととされたことから、子育て支援としての2歳児の受入れを幼稚園において実施されてきたところ。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

215

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費等の算定方法に係る事務(処遇改善等加算に係る事務)の簡素化。

具体的な支障事例

施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況。具体例は以下のとおり。

【相模原市の事例】

○処遇改善等加算に係る事務

「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算率のうち基礎分の算定に必要な事務作業が煩雑かつ膨大であること、加算額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。

○市システムによる請求事務の指導・助言

施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。

根拠法令等

・子ども・子育て支援交付金交付要綱

・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号)

・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、仙台市、秋田市、山形市、ひたちなか市、川越市、海老名市、静岡県、城陽市、豊田市、大阪府、伊丹市、浅口市、山陽小野田市、徳島県、北九州市、新宮町、佐賀県、長崎市、大村市、熊本市、延岡市

○(処遇改善等加算に係る事務)

加算認定に係る考え方が施設側に浸透していない中で、平成29年度は新たに、「処遇改善Ⅱ」の項目が追加された。平成29年度は当該加算の認定にあたり、研修受講の要件は不問とされたが、当該要件の適用時期が不透明であり、施設側の不安をあおっている。さらに、従来からの処遇改善Ⅰの加算も含め、額の積算方法が極めて複雑で施設側での対応が困難であり、当該積算に助言する行政側にも大きな負担がかかっている。

(市システムによる請求事務の指導・助言)

施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。さらに、平成29年度からは新たに「処遇改善Ⅱ」の項目が新設され、当該加算項目による事務負担が増大した。

○処遇改善等加算の実績報告書の作成に当たり、実績額を算出するための全国統一の様式やシステムファイルを提供してほしい。

また、加算項目を簡素化し、請求事務の負担軽減を図っていただきたい。

○<制度が複雑かつ難解という点に関して>

施設型給付費について、分園のある保育所における加算の適否の判断が内閣府と厚労省とで異なる事例が生じた。詳細は以下のとおり。

①年度当初は区の判断で加算をつけていたが、都を通じて内閣府に照会したところ「加算不可」との回答を得たため、遡って減額精算した。②事業者から、「直接厚労省に照会したところ「加算可」との回答を得た」との苦情があり、再度都を通じて内閣府に照会。③内閣府の回答が「加算可」に変わったため、再び年度当初に遡り、加算をつけ直した。

※該当する加算項目は主任保育士専任加算、療育支援加算、施設機能強化推進費加算等。

○処遇改善等加算について、施設から、職員一人当たりの賃金改善額を対象人数分支弁する等事務を簡素化して欲しいとの声が寄せられている。

○処遇改善等加算の取扱いについては、平成27年8月28日付け事務連絡で考え方が示されているが、複雑かつ難解なため、市町村の説明や各施設での運用に苦慮しており、事務及び制度の簡素化が必要である。

○制度が複雑・難解であり、処遇改善等加算に係る事務等において、制度の理解や算定に必要な事務作業が煩雑・膨大となっており、事務負担が増大している。

施設型給付費等算定の事務にあたっては、施設において給付費の算定・請求を行い、町で確認・支給事務を行っているが、当月分の給付費は当月で支給と定められていることから、短期間で給付額の算定、請求、支給事務を行わなければならない、施設側・行政側ともに大きな負担となっている。

施設型給付費等の算定方法に係る事務が簡素化されれば、施設側・行政側ともに負担軽減となり、よりよい子育て環境の整備が図られるものとする。

○本市でも同様に、処遇改善等加算に係る事務において、「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等が複雑で施設側での対応が困難であることなどの理由により、行政・施設双方に負担が増大している。

○提案市からの事務改善方法に賛同。その他自治体及び事業者がデメリット無く行える改善策としては以下のとおり。

1 職員配置が要件となっている加算に係る適用単位の見直し

(理由)

「3歳児配置改善加算」等、加算には担当職員の配置が要件とされているものが多いが、現在は月単位の認定であるため毎月配置状況を確認する必要があり、この報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。

加算の適用単位を「6か月」若しくは「3か月」に変更すれば、事務負担の軽減に繋がる。

2 特定加算部分における「3月初日の利用子どもの単価に加算」要件の見直し

(理由)

「施設機能強化推進費加算」や「入所児童処遇特別加算」等、特定加算部分については、多くの加算が「3月初日の利用子どもの単価に加算」とされているが、3月の支給後、子どもの月途中入退所等があった場合、精算は翌年度4月とならざるを得ない。

自治体及び殆どの事業者にとって3月～4月は決算を控えた年度末であり、業務繁忙及び決算処理の遅れに繋がっていることから、加算の時期を「10月初日」とすれば、平準化による事務負担の軽減に繋がる。

3 処遇改善等加算の賃金改善要件分に係る加算見込額計算方法の簡素化

(理由)

賃金改善要件分については、各月初日の利用子ども数により変動することから、3月を待たないと年間額が確定しないため、事業者側からは見込みが立てにくく運用しにくいとの苦情が多く寄せられている。

毎月の利用子ども数により支給するのではなく、「4月初日」若しくは「10月初日」の「利用子ども数」により1年

分を1回で支給する方が、自治体の事務負担軽減及び事業者の見込みの明確化に繋がる。

4 「主任保育士専任加算」等における「延長保育」、「一時預かり」、「病児保育」等を「複数実施する施設に加算」要件の撤廃

(理由)

「主任保育士等専任加算」をはじめ、上記のような事業を複数実施していることが要件となっている加算が複数あるが、そもそも要件としての意味をあまり見い出せないにも関わらず、実施状況を毎月確認する必要があるため、報告及び審査が事業者及び自治体にとって負担となっている。

要件を廃止すれば、双方にとっても事務負担の軽減に繋がる。

5 人事院勧告に基づく公定価格単価の遡及改定時期の見直し

(理由)

平成 27 年度及び平成 28 年度と、人事院勧告に伴う公定価格の遡及改定が行われているが、何れも年度末に実施されており、自治体でも事務対応に苦慮しているほか、事業者からも、この時期に人件費引上げ分として交付されても対応が困難である旨、苦情が寄せられている。

補正予算による対応であるためこの時期となっていることは承知しているが、9月～10月頃などの早い時期に交付となれば、自治体及び事業者ともに、事務の大きな軽減に繋がるものとする。

○処遇改善加算については、「基準年度の賃金水準」についての考え方の理解が浸透していないばかりでなく、制度上それらについては施設でしか推定・計上できないため、実績報告を受ける市町村では、基準年度の賃金水準について正しく設定ができていないかどうか、判断がかなり難しい。また、施設・市町村双方で確認する書類も膨大になる。

○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。

○本県における加算認定事務は、夏(8月頃)～冬(1月中旬)まで行っており、業務の負担が大きい。

○処遇改善等加算に係る事務については、提案団体と同様

特に、賃金改善要件分に係る加算額の算出については、毎月支給している当該加算の額を把握できていない施設がある。

賃金改善を適切に実施するためにも、現行の仕組みをシンプルな構造・方法に改めて欲しい。

○処遇改善等加算に係る事務

「基準年度の賃金水準」の考え方、加算額の積算方法等、制度が極めて複雑で、行政・施設双方の負担が非常に増大している。

○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であるとする。

○計算方法が複雑なうえ、公定価格における人件費の改定状況を踏まえた部分を考慮するなど、単価改定ごとに給与規定を改定することを念頭に置かれたような制度設計であり、現実にそぐわない。

○提案団体と同様に、施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況である。

○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。

事務の簡素化に取り組む必要性を強く感じている。

○制度が複雑・難解で行政、施設共に加算に係る事務及び要する時間も増加した。事務の簡素化を行うことで行政・施設共に業務効率化を図ることができる。

○本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。

○制度が複雑であるため、行政・施設ともに事務量が增大している。

提案市の具体例と同様に「基準年度の賃金水準」の考え方に対する理解が浸透していないこと、加算額の積算方法等が複雑であるため、施設から提出された書類に対し訂正を求めるケースが多く、行政・施設双方に負担が増大している。

○処遇改善加算について、加算額の算出方法も複雑なため施設側の対応が困難なうえ、行政側も職員の勤続年数の算出等の確認作業に時間がかかり、負担となっている。さらに、現行の加算に加えて新たな加算が追加されていくため、施設・行政ともに新たな制度に対応しなければならず、事務処理負担が増大している。

各府省からの第1次回答

○処遇改善等加算に係る事務

処遇改善等加算に係る事務の取扱いについては、平成 27 年 8 月 28 日及び平成 28 年 6 月 17 日に事務連絡を发出しており、周知を図っているところ。また、平成 28 年事務連絡においては「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な算定方法」をお示するとともに、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することが可能であることをお示し事務の簡素化を図っている。加えて、平成 29 年度においては、処遇改善等加算Ⅰ（職員一人当たりの経験年数に応じた処遇改善）のキャリアパス要件について、平成 29 年度より追加された処遇改善等加算Ⅱ（技能・経験に応じた処遇改善）を受ける場合には、当該要件に係る届出の提出を不要としている。処遇改善等加算Ⅱについては平成 29 年 5 月 30 日に Q&A 集を发出するとともに、加算申請に必要な「加算対象職員数」や「年齢別児童数」の計算表を公表し、こちらについても取扱いの周知及び事務の簡素化を図っている。

「基準年度の賃金水準」の考え方など処遇改善等加算に係る事務については、保育士等の処遇改善が適切に行われる必要があることを踏まえ設定されているものであり、取扱いについて十分ご理解いただけるよう引き続き情報提供等を行ってまいりたい。

○市システムによる請求事務の指導・助言

施設型給付費の支払いについては、子ども・子育て支援法施行規則第 18 条において、毎月、支給するものとされているところであるが、平成 27 年 2 月 3 日事務連絡等において自治体の実情により必要と認められる場合には、あらかじめ概算払いによることも差し支えないこととしている。また、平成 27 年 5 月 20 日事務連絡において、市町村において加算の認定にまで至っていなかったとしても、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用する等の配慮をご依頼している。

○また、「子育て安心プラン」(平成 29 年 6 月 2 日)において、「保育士の負担軽減のため、給付事務に係る実態把握と ICT 化に向けたシステムの標準仕様や自治体手続きの標準化を含む改善策検討のための調査研究を行う」こととしており、事務負担の軽減についても検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

処遇改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び資質の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくために導入されたものであるが、現状はその事務処理に多大な労力を費やしており、施設にとっても大きな負担となっている。結果として施設がより良い子育て環境の整備に注力できるような状況となっていない。

「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」を提示されたとあるが、この方法では教育・保育従事者及び常勤・非常勤の別に報告が必要となっている賃金改善実績報告書の作成に対応できておらず、「簡便な方法」を推奨されるのであれば、賃金改善実績報告書の簡素化が必要である。

処遇改善が適切に行われる必要があることは理解できるが、公定価格総額に対する人件費割合で算出する方法など、明確かつ単純な評価基準の設定を行い、少なくとも施設側が制度を理解し自ら給付費を容易に算定できる仕組みにすべきであり、様々な事務連絡等を示されても問題が解決されていないということは、抜本的に制度を見直す必要があると考える。

今後、事務負担の軽減について検討をしていくということだが、実際に事務を行っている自治体や施設の意見が反映されるよう、十分考慮していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山形市】

事務連絡、Q&A 集は、いずれも当該年度の取り扱いを、当該年度に入ってから发出している状況。各施設・事業者の運営計画、人材募集・配置、資金計画や、自治体の予算編成のためには、適用すべき年度の前年度に通知や Q&A 等を发出し、理解につなげるべきである。また、加算認定に至っていない場合の概算払い等についても言及しているが、加算認定に至らない主たる要因は、国通知が发出されないことによるものである。施設や自治体側に加算認定に至らない主たる要因がある場合は、平成 27 年 2 月 3 日事務連絡の有効性が見いだせるが、各種通知の发出が当該年度に入ってからなされている状況では、「自治体の実情により必要と認められる場合」とは考えられない。

取扱いについての理解を深めるためには、Q&A 集、事務連絡等の发出を、適用年度の前年度、地方自治体の予算編成時期に間に合うように发出いただくとともに、国による自治体等を対象とした説明会等の実施をお願いしたい。

【静岡県】

処遇改善等加算に係る事務について、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年度より変更が無い場合は提出を省略することなど、現在示されている方法を行ってもなお、多大な書類の確認が必要となっており、簡素化が図られているとは言えない。

【山陽小野田市】

回答にあるような簡素化をもってしても、多大な事務の負担解消には至っていない、保育現場から多くの問い合わせがあり、内閣府に照会しても迅速な回答が得られない状況で、現場はかなり混乱しているということを御理解いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

処遇改善等加算については、従来より通知やFAQで取扱いをお示するとともに、平成29年度当初予算により措置した子ども・子育て支援推進補助金により、事業者を対象とした説明会の実施に係る費用や事業者からの賃金規程等の相談に応じる職員(社労使等)の雇上費、電子システムの改修に係る費用等の支援を自治体に対して行い、処遇改善等加算の円滑な実施を支援することとしている。

なお、「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」と賃金改善実績報告書の作成における書きぶりとの対応については、対応を検討していきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

216

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

施設型給付費等の算定方法に係る事務(管外受委託児童に係る請求及び支払事務)の簡素化。

具体的な支障事例

施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大している状況。具体例は以下のとおり。

【相模原市の事例】

○管外受委託児童に係る請求及び支払事務

請求及び支払いにあたり、対施設や自治体間での情報のやり取りが煩雑で、円滑な請求及び支給事務の妨げとなっている。

○市システムによる請求事務の指導・助言

施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市のシステムにより額の算定及び請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村及び各施設の事務量の軽減につながり、市町村においては地域の実情に応じた施策に、各施設においては保護者のニーズ等に応じたきめ細かな子育て環境の整備により一層注力できる。

根拠法令等

・子ども・子育て支援交付金交付要綱

・特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準(平成27年内閣府告示第49号)

・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年3月31日府政共生第349号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、ひたちなか市、海老名市、静岡県、豊田市、知多市、大阪府、伊丹市、山陽小野田市、北九州市、新宮町、大村市、熊本市

○ 管外受委託児童に係る請求及び支払事務の簡素化に向けては、国の公定価格に基づく給付費等に関する

検討と併せて、各地方自治体が給付費等に上乘せして独自に助成している費用についても、同時に検討することが必要と考えます。

具体的には、現在、本市では、市内に居住する児童が市外の保育所等を利用した場合に、保育所等の所在地の地方自治体の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。これは、同じ保育所等を利用する児童の間で受けられる保育の内容に差が生じないようにするとの考えによるものです。

また、多くの地方自治体でも同様に、市外に居住する児童が市内の保育所等を利用した場合には、市の独自助成の水準に合わせた費用を支払っています。

しかし、一部の地方自治体では、財政状況などから、保育所等の所在地の水準に合わせた独自助成の費用までは負担できないという地方自治体もあるため、市内の保育所等からは、そのような地方自治体の児童を受け入れた際の負担軽減について、市に要望が寄せられています。

管外受委託児童に係る請求及び支払事務について、広域的な組織に給付事務を委託する仕組みを検討する際には、各地方自治体の独自助成の支払いの仕組みの共通化も併せて検討することで、事務の簡素化と、費用負担の考え方の違いの解消につながると考えます。

○本県内の市町においても施設型給付費等の算定が複雑なことから、年間の実績見込み誤り等により、国庫・県費負担金に多くの過払いと返還が発生し、国及び県の予算に大きな影響を及ぼす恐れがある。

○請求及び支払事務については、自ら給付額を正しく計算できる施設が少なく、殆ど市が請求書を作成している。管外受委託児童に係る請求及び支払事務は各所に内容の確認を行っているが、それでもミスが多く何度も請求書の差し替えが発生していることから、簡素化の提案に賛同する。

○他市委託児童については、退所・利用者の異動・認定の変更等を含む情報のやり取りが煩雑。

○本市についても提案自治体と同じく、施設が自ら給付額を算定することは困難なため、市で請求書の作成を行っている。また、当月分の給付費は当月内に支給と定められており、給付額の算定、請求及び支給処理を極めて短い期間で行わなければならない、多大な事務負担が生じている。

○本県においても処遇改善加算の審査事務を行っており、大量の書類の確認や市町及び申請者との連絡調整を頻繁に行う必要があり、多くの職員が時間外勤務を行うなど多大な負担が生じている。

○提案団体と同様の事例が生じているため制度改正が必要であると考え。

○本市においても、施設型給付費等の算定については多大な事務負担が生じているため、簡素化することは必要であると考え。

○施設型給付費等の算定については、制度が複雑かつ難解であり、行政・事業者ともに事務量が增大し、担当者は極めて多くの時間を当該業務に費やしている。管外受委託は、件数事態は少ないが、算定そのものが複雑であり、事務の簡素化に取り組む必要性を強く感じている。

○当町においても管外受委託の該当ケースがあるが、費用の算定から請求、支払い事務に関しては、複雑な制度もあいまって煩雑となるケースがある。給付費の支給に関して当該月内での支給となっているため非常に苦慮しているところである。管外受委託に関する支給期限を緩和することで事務の効率化が図れるものと考えられる。

○管内児童の管外施設入所に係る請求及び支払事務については、管外施設との間で加算認定状況や月初人数など給付上の各種情報を毎月やり取りしなければならない、一定の事務負担が発生している。

<制度改正の必要性>

管外児童に係る毎月の給付費支払については、施設の所在自治体が管内児童に係る給付費と併せて一端は立て替え、年度終了後に国から国費負担金の特例として全額補填する仕組みにすれば、事務軽減の一定の効果が見込める。

○本市においても処遇改善等加算に係る事務は煩雑かつ膨大であり、毎年変わる加算率等への対応も苦慮し、給付費の請求、支払い事務も多大な負担が生じている。

各府省からの第1次回答

○市システムによる請求事務の指導・助言

施設型給付費の支払いについては、子ども・子育て支援法施行規則第18条において、毎月、支給するものとされているところであるが、平成27年2月3日事務連絡等において自治体の実情により必要と認められる場合には、あらかじめ概算払いによることも差し支えないこととしている。また、平成27年5月20日事務連絡において、市町村において加算の認定にまで至っていなかったとしても、各施設・事業者からの申請をもって暫定的に支給し、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用する等の配慮をご依頼している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

管外受委託児童に係る請求及び支払い事務について、提案事項に対するご回答をいただきたい。

事務量が增大している原因は、自治体間での情報共有を前提とした仕組みでありながら、そのためのツールが整備されていないことだと考える。各施設における認定状況や各月初日在籍児童数などの情報を広域的にデータベース化し一元管理することや、都道府県単位で広域組織が給付事務を行うなどの仕組みづくりが必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

施設型給付費については加算認定まで至らない段階で概算払いし、加算の認定が行われた後に確定し、遡及して適用することが可能とされているものの、各施設・事業者においては、遡及して加算が認定されないこととなった場合、その影響が大きい。自治体や各施設・事業者においてその事務が速やかに行えるよう施設型給付費の算定等について見直しいただきたい。

【山陽小野田市】

「自治体の実情により必要と認められる場合」というケースが不明確であり、法令に則って毎月支給している。また、前払いによる概算払が可能であったとしても、月々の給付費算定事務の負担の大きな軽減にはならない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

施設型給付等は各市町村において、地域の実情に応じて実施していることから、認定基準等さまざまな差異があり、入所調整等にあたっては、両市において引き続きその時期や調整方法等を十分に協議の上、ご対応いただきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

217

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援交付金の事務手続きの簡素化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援交付金における国要綱の早期発出及び申請スケジュールの明確化。

具体的な支障事例

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が実施主体となり、国及び県から子ども・子育て支援交付金を受けて実施している。

本事業に対する当該交付金の負担割合は国・県それぞれ3分の1であり、対象経費や交付額にも相違がないが、国・県それぞれが交付要綱を定めて実施しているため、記載内容が同一の申請書や実績報告書など一連の書類を双方に提出する必要があることや、国と県の申請スケジュールが異なるなど、事務手続きが煩雑となっている。

現行では、国が要綱発出をするタイミングで県が要綱改正を行っているため、国の交付申請と県の交付申請のタイミングにずれが生じている。国の要綱発出のタイミングと国の申請のタイミングを分けたうえで、国の申請スケジュールを明確にしていれば、国の申請スケジュールと県のスケジュールを合わせることが可能となるので、国の要綱を早期に発出していただき、申請スケジュールを明確にしてほしい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が交付金要綱を早期に発出し、申請スケジュールを明確にすれば、県が国のスケジュールに合わせて申請スケジュールを組むことができる。

根拠法令等

子ども・子育て支援交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、福島県、ひたちなか市、逗子市、海老名市、新潟市、大垣市、静岡県、倉敷市、山陽小野田市、高松市、今治市、北九州市、宇美町、大村市

○地域子ども・子育て支援事業について、市町村が実施主体となり、国及び県から子ども・子育て支援交付金を受けて実施しているが、国が実施要綱を発出するタイミングで、県が要綱改正を行っているため、国の交付申請と県の交付申請のタイミングにずれが生じている。国の要綱発出を早期にし、申請スケジュールを明確にすれば、県が国のスケジュールに合わせて、申請スケジュールを組むことができるため、事務手続きが簡素化される。

○本県においても、国庫補助が8月に交付申請、12月に変更交付申請であったが、県補助は3月に交付申請通知が発出され、申請事務と実績報告の準備が同時進行となり、事務が非常に煩雑であった。交付要綱を早期発出いただくことにより、県も国と同時期の申請スケジュールを組むことが可能になると思われる。

○国と県との交付申請にそれぞれずれが生じているため、記載内容が同一の交付申請書や実績報告書などの書類を双方に提出している。また、国と県の申請スケジュールが異なるなど事務手続きが煩雑である。

○本市においても、国への交付申請(変更交付申請を含む。)と府への交付申請のタイミングが異なることによる事務の煩雑化が生じている。

○国・県が申請スケジュールだけでなく、交付・精算のスキームも含め統一し、市町村の事務負担を軽減すべきである。

○提案団体と同様に、国と県の申請スケジュールのずれにより、事務手続きが煩雑となっている。ほぼ、同一の様式となる書類であるだけに、同時期に申請や実績報告等を行ってほしい。

○本市においても、国と県の申請スケジュールのずれにより事務手続きが煩雑になっているため、国と県のスケジュールを合わせることで事務の簡素化が図られると考える。

○28年度において、実績報告書の様式が変更され、県の様式と異なるものとなっており、そのマニュアルも大量にあることから、大変な業務負担となっている。申請等の様式を統一していただくのと併せて、申請スケジュールを明確にしてほしい。

○本事業に対する当該交付金の負担割合は国・県それぞれ3分の1であり、対象経費や交付額にも相違がないが、国・県それぞれが交付要綱を定めて実施しているため、記載内容が同一の申請書や実績報告書など一連の書類を双方に提出する必要があることや、国と県の申請スケジュールが異なるなど、事務手続きが煩雑となっている。

○市において、国及び県の交付金交付手続が同時期にできるようになることで、事務の簡素化が図れる。

○国の交付要綱に基づき、本市の要綱を改正し運用しているところであるが、事業所からは財政面が厳しく、補助金の早期交付を要望する声が多い。現行の要綱に基づき、概算払いを行い、要綱改正後に、追加支給などを行う必要があり、事務が煩雑化している。国の要綱が早期に発出されれば、それに基づき本市の要綱を改正し、対応することが可能となるため、早期の発出並びにスケジュールの明確化を希望する。

各府省からの第1次回答

平成29年度の子ども・子育て支援交付金の交付要綱については、平成29年2月に厚生労働省が実施した全国児童福祉主管課長会議で事前に案をお示した上で、4月18日付で発出したところ。

その上で交付申請時期を含めた申請スケジュールを都道府県に明示しており、平成29年度において改善しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

早期の申請スケジュール明示を徹底していただくとともに、効率的な行政運営のため、申請等の様式を統一するなど、事務手続がより簡素化するように検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【逗子市】

○安心子ども基金を活用する場合と比較し、補助金申請日程に合わせた申請準備、補助内示を受領するまで、事業着手ができないこと等、喫緊の課題である保育所等の待機児童対策を講じる上で、スピード感ある対応が行いづらい。については、国・県補助申請書の整合性を図る等、極力事務の省力化につき実施されたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

来年度以降の子ども・子育て支援交付金の交付要綱についても、事前に案をお示した上で、早期発出に努めていく。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

221

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度に基づく施設監査及び確認制度に基づく確認監査の強化

提案団体

松戸市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の指導監査項目が重複する場合において、重複項目については、施設監査実施者と確認監査実施者間で協議の上、一元化できるよう明確化を求める

具体的な支障事例

○国の通知(子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号))により基本的考え方、主眼事項及び着眼点が示されたが、特定教育・保育施設等に対する認可制度等に基づく指導監査(施設監査)及び確認制度に基づく指導監査(確認監査)の内容に重複事項が多く(千葉県及び当市が定める項目では半数程度)、同じ監査項目においても監査の準備、実地指導、結果の取り纏め等を二重に行うことになり、書類作成や実地対応において事業者及び監査主体に対応に多大な負担が生じている。

○また、同通知により、施設監査、確認監査及び業務管理体制の確認検査を複数実施する場合は、同時実施が求められており、同一監査項目に対して都道府県と市町村で異なる見解を示す訳にもいかないことから、検査内容・結果の細かい部分まで都道府県と調整せざるを得なくなり、一層負担を増している。

○結果、それらに係る負担のために、監査を行うことに対して慎重にならざるを得ず、結果として、特定教育・保育施設等に対する違反疑念等の発見が遅れ、そのような施設の違反状態が長期化する要因となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

○重複項目の一元化が図られることにより、重複項目について、責任の所在が明確になるとともに、監査主体の負担が軽減することにより、限られた人員の中で、監査頻度の増加や違反の疑わしい施設等に対して臨時的な監査もさらに実施できるようになる。

○確認の取消しに値するような不適切な施設が存在した場合に、速やかに不適切な事由を発見することができ、その結果を認可主体の県と共有することで、認可取消し等の行為も速やかに行うことが可能となることが期待される。

根拠法令等

・児童福祉法第46条
・学校教育法
・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)

・子ども・子育て支援法第14条、第38条

・子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について(平成27年12月7日(平成28年6月20日一部改正)府子本第390号・27文科初第1135号・雇児発1207第2号)

・子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について(平成27年12月7日府子本第391号・27初幼教第28号・雇児保発1207第1号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、川越市、海老名市、知多市、京都市、箕面市、徳島県

○認可制度に基づく施設指導監査と確認制度に基づく確認監査において重複項目について一元化されれば、実施自治体にとっても施設にとっても事務の簡素化や責任の所在の明確化に繋がると考える。

○施設監査と確認監査の所管部局が異なっており、重複する項目を二重に監査することとなっている。二重の監査の負担軽減と、責任の明確化につながる。

○監査と確認の重複の解消に繋がるとは望ましいことであるため、意見に同調する。

ただし、監査と確認の間で隙間ができ、どちらの対象にもならないような項目が出ないように行うべきである。

○本市においても、同様の事例が発生しています。

確認監査及び業務管理体制監査の実施内容は、施設が適正に運営されているかの監査であり、施設監査に内包されるべきものです。それぞれの施設の認可権者が行う施設監査において監査する制度とするのが本筋です。全面的な制度の見直しが求められると考えます。

○新制度施行により市において確認指導監査を行う必要が生じているが、県が行う施設監査と確認指導監査の項目分けが明確でない。

また県と市が別に監査をすることとなると何度も監査を受けることになり事業所としては負担が大きい。

監査項目について、県と調整し、よりの確で効率的な監査を実施すべきと考える。

○本市においても、新制度幼稚園について、施設監査は県が、確認監査は市が主体となって行うこととされており、集団指導は毎年行っているが、実地指導については県と調整が図れておれず実施に踏み切れていないのが実情である。

各府省からの第1次回答

子ども・子育て支援新制度においては、従来の都道府県が実施する施設監査に加え、施設型給付、地域型保育給付を支払うにあたって、子ども・子育て支援法に基づく確認を行う必要があり、確認における指導監督等については、市町村に、法律に必要な限度において報告や立入、帳簿の検査をすることができる旨の規定が設けられているところ。(子ども・子育て支援法第38条など)

このように、「認可施設・事業に対する子ども・子育て支援法に基づく給付」と「学校教育法や児童福祉法に基づく施設・事業認可」の2つの法体系に基づき監査を実施することとしており、例えば保育所の場合、児童福祉法に基づく施設監査で主に配置基準、面積基準、施設及び設備基準を、子ども・子育て支援法に基づく確認監査で利用定員に関する事項や、運営、給付に関する事項を監査することとしている。

ご指摘のとおり、都道府県が実施する施設監査と市町村が実施する確認監査の項目について重複する部分もあるが、基本的には、都道府県と市町村がそれぞれの権限・責任に基づき、適切に監査・指導を行うべきものであることから、統一的な方針として、どちらか一方に整理することは困難である(両者では実施頻度なども異なる場所)。

なお、「特定教育・保育施設等指導指針」の2(2)留意事項において、「可能な限り、当該都道府県等が実施する認可基準等の遵守状況の確認等に関する事務と同時に実施するほか、監査の際に求める資料やその様式等について県内において統一化するなど連携を図ること」としており、監査項目も含め各都道府県内の実情に応じて効率化や負担軽減に努めることとしている。

例えば、都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査に委ねる(相手側の監査を信頼して、自らの監査は省略する)ことまで妨げるものではないため、それぞれの都道府県・市町村の実情・意向に応じて、個別に対応することは可能である。

なお、当然のことながら、それにより監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう、十分な注意が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行制度で対応可能であるのであれば、都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査にゆだねることができることを明確にするよう通知の発出を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管府省からの回答が「都道府県・市町村の実情・意向に応じて、個別に対応することは可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていずれか一方の監査に委ねる（相手側の監査を信頼して、自らの監査は省略する）ことができることについて、それにより監査に漏れや不十分な部分が生じることのないよう十分な注意が必要であるが、実効性のあるメリハリをつけた監査となるよう周知する通知等を発出することを検討する。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

223

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所・認定こども園における代替職員の特例配置

提案団体

宇治市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所・認定こども園において、突然の正規職員等の退職や長期休業等により、急きょ保育士・保育教諭の確保に努めたものの、緊急的な保育士・保育教諭の確保ができなかった場合に、職員不足により待機児童が発生するケースや、公定価格の減算対象となるケースに限り、保育士・保育教諭を確保するまでの間、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭として代替配置することを可能とする。

具体的な支障事例

年度当初の時点で職員配置に余裕がない施設においては、年度途中で正規職員等の退職や長期休業等により緊急の保育士・保育教諭の確保に苦慮するケースや、年度途中から入所希望者を受け入れできないケースが発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

年度途中で保育士・保育教諭の確保が困難な場合に、類似の資格者や一定の経験を有する者として市町村長が認める者(保育補助経験者等)を保育士・保育教諭の代替職員として配置可能とすることで、年度途中の保育希望者の受け入れや、保育士・保育教諭の急な長期休業・退職等に柔軟に対応することが可能となる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条
幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市

- 保育士確保が困難な状況下で、年度途中退職や長期休業などがみられ、各保育所が相当苦慮していることから、制度改正が必要であると考えます。
- 現状で、保育士配置に余裕がなく、年度途中においても確保に苦慮する状況がある。保育の質及び安全性の担保という観点から検討が必要だが、弾力的な運用ができるのが望ましい。

各府省からの第1次回答

- 保育所等における保育士等の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育等の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものであるため、保育等の質の確保の観点から、本提案に対応することは困難である。
- なお、必要な保育士等の確保が難しい状況にある保育所等を確認した場合には、当該保育所等が保育士・保育所支援センター等への相談を行っているか確認いただき、相談を行っていない場合には、至急相談するよう促すとともに、保育士・保育所支援センター等において重点的な支援が行われるように協力依頼を行うほか、短時間勤務の保育士等の採用を促すなどの対応をしていただくようお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育所等において、保育士・保育教諭の確保が必要となる場合は、各施設とも京都府保育人材マッチング支援センターでの人材紹介や求人募集の活用のみならず、ハローワークでの求人募集や、民間求人誌・広告への記事の掲載、京都府保育協会等の関係団体を通じた人材の融通の打診など、様々な手法で人材の確保を図っております。

加えて、隣接する政令指定都市や市町村における公定価格上の地域区分設定が本市より高いことによる職員の処遇に対する影響の解消等を目的として、独自の処遇改善費用補助を実施し、平成27年度は約4億5千万円を支給することで、本市としても保育士・保育教諭確保に努めております。(参考:平成27年度民間保育所運営費委託料は約28億7千万円)

しかし、今回示した支障事例のように、年度途中で緊急的に保育士等が不足する場合、上記の手法では常勤・非常勤に関わらず保育士等の即時確保が困難な場合があり、本市の厳しい財政状況においては、国の補助制度を活用した新たな保育士等の確保方策を実施することも困難な状況であるため、特例が認められず、保育士の配置基準を満たせない場合、児童の転園や退園が必要となり、児童の情緒や保護者の生活に悪影響を及ぼすだけでなく、市民の保育行政に対する不信を招くなど、大きなマイナスとなります。

なお、本市では、平成26年度より保育対策総合支援事業費補助金における保育体制強化事業を実施し、保育補助者の設置促進に努めてきた結果、各保育所において特例配置により保育士等として活用可能な人材が雇用されています。そのため、上記の事情を鑑みて、今回提案いたしました特例配置について、再度のご検討をお願いいたします。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

なお、実現にあたっては、その年度間に限るなど、適切な措置を講じること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○ 特例を適用できる地域条件を設けた上で、保育の質の代替策を講じた場合に限って認めることとすれば、保育の質を担保できるのではないか。

・特例を適用できる地域条件(例)

① 現に待機児童が発生している、又は年度途中の入所を受け入れない場合、待機児童が発生するおそれがある

② 厚労省の支援メニュー等による人材確保策を講じても、保育士の確保ができない

・保育の質の代替策(例)

① 園長、副園長、主任保育士等の施設内職員が支援できる体制の確保

②巡回支援指導員から適切な指導を受けられる体制の確保

③既存の保育補助者を保育士の配置基準よりも手厚く配置

○ 特例の適用期間については短期間とし、追加で入所できる児童を少数とする(例:年度当初満2歳児クラス(保育士3名:児童18名)に追加受け入れできるのは、年度後半の最長3か月に3人まで等)のであれば、必ずしも公定価格等の算定に影響させなくても良いのではないかと。

※例えば、保育所等が利用定員の120%を超過して、児童を入所させた期間が2年度間超過した場合、公定価格の乗除調整されていたが、平成28年度末の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策」により、現下の待機児童問題を鑑み、超過期間が5年度以内であれば、乗除調整されないこととなった。

○ 保育士等が年度途中で退職を迫られる恐れがあるとの指摘については、提案団体によれば、待機児童発生時のみ配置基準の緩和を求めるものであり、このようなことから、日々必要な保育士数は減少することはないので、退職を迫ることはないとの指摘されている。

また、同様に事業者経営の不安定化するとの指摘についても、現状の保育士等の人数で待機児童を追加で受け入れることから、事業者の収入の大幅な減少は考えられず、少なくとも市町村と事業者との合意を前提とすれば良いのではないかと。

○ 提案団体のように、小規模保育事業や家庭的保育事業などの保育地域型保育の実施主体を探しても見つかからない実態や、地域区分が周辺市町村より低く、保育施設、社会福祉協議会、ハローワーク等と連携し、保育士確保に努めても、十分な確保ができない実態から、このような特例に頼らざるを得ない切実な状況を理解すべきであり、直ちに再検討を求める。

各府省からの第2次回答

○ 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準である。待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えており、対応は困難である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

225

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

特定教育施設・保育施設における定員減少時の市町村の関与強化

提案団体

箕面市

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)第35条第2項で規定される特定教育・保育施設の設置者が定員を減少しようとするときに市町村長に対して行う届出を必要に応じて協議とするよう求める。

具体的な支障事例

○認定こども園(特に、保育所から保育所型認定こども園に移行した施設)では、1号認定の利用定員を少人数に設定した際、子ども一人あたりの単価設定が高額となっていることから、サービス提供量に見合わない多額の施設型給付費を受け取ることができる制度となっている。そのため、保育所から認定こども園へ移行し、2号認定の定員の一部を1号認定に切り替える施設があり、待機児童対策を講じている自治体にとって相反する制度設計になっている。また、待機児童の解消に向けて、小規模保育所の整備を進めていく上で、3歳児以降の継続の場の確保の観点からも、その受け皿を1号認定として運用することは、待機児童の多数を占める乳児の受け皿である小規模保育所の増設を進める上で障害となっている。

○市町村においては、子ども子育て支援法により、市町村の責務として、子ども・子育て支援給付等を総合的かつ計画的に行うことや、子ども・子育て支援事業計画に教育・保育の利用定員総数を定め、提供体制を確保することが求められているが、現状では特定教育・保育施設の設置者が施設の定員を下げる場合は、3カ月前までに市町村長に届出をするだけでよく、市町村の責務を果たすための関与ができない状況となっている。

○また、認可権限のある府に対しても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年6月15日法律第77号)の第29条により、定員を減少させる場合は、届出のみとなっており、府においても抑止できない状況となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・定員の引下げ時に市町村が関与できることにより、幼稚園(1号認定)及び保育所(2号認定)の各定員の過不足を考慮したうえでの対応が可能となり、待機児童の多い自治体にとって、2号認定の保育の受け皿の安定的な確保ができ、国の待機児童解消加速化プラン及び一億総活躍の実現に繋がる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、横浜市、長野市、磐田市、出雲市、北九州市

○利用定員の設定について、統一した基準を設けたうえで、市町村が関与する仕組みが必要。
○通常、特定教育・保育施設の設置者が利用定員を変更する際には、届出前に相談等があることから、その中で設置者と協議を行い、児童の受け入れ等に支障が出ないようにしている。利用定員を増加する際には、設置認可時と同様の手続きを定めており、また、利用定員の変更は市町村の保育行政に及ぼす影響が大きいことから、定員を減少する際の市町村の関与強化は合理的である。提案の「必要に応じ協議」では、「必要な場合」が不明確なため、明確化すべきと考える。
○利用定員については、市町村による計画を踏まえる必要があると考えるため、届出のみではなく協議は必要。
○当市の子ども・子育て支援事業計画において、既存施設の定員を増加することにより、保育の受け皿を確保することとしている。本提案による市町村の関与強化は当該計画の促進に寄与するものである。

各府省からの第1次回答

子ども・子育て支援法等において、教育・保育施設の利用定員を減少させる際の手続きを届出制としたのは、施設における実員が利用定員を継続的に下回る場合や教育・保育に必要な幼稚園教諭・保育士等の確保が困難である場合など、施設にとってやむを得ない理由によって定員を減少させることを想定しており、協議制とすることは施設側の負担増につながる懸念がある。

本件提案に指摘されているような、2号認定子どもの定員を1号認定子どもの利用定員に切り替える場合には、現行制度においても、1号認定子どもの定員増加の部分について、市町村が都道府県に協議の上、利用定員の変更を行うこととなっているところ、その権限に基づき適切な対応を行っていただくことが可能であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○現行制度上は、1号または2号利用定員の過不足の状況に関わらず、利用定員の減少について施設からの届出を受ける仕組みとなっており、また、利用定員の増加についても、届出ではなく協議となっているものの、利用ニーズがあるなどの合理的な理由がある場合は、施設の意向に添った対応をせざるを得ない。
ついては、利用定員の増減については、地域の実情や利用定員の過不足に応じて、市町村が「協議」という形で関与できるしくみが必要であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【磐田市】

現場の実情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要だと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<総論>

○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。
○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。

<設置者の利用定員の変更に関する市町村の関与の強化>

○1号認定子どもと2号認定子どもの公定価格の差が誘因となって2号定員を1号定員へ切り替えるなど、経営上やむを得ない理由以外で定員減少を行う事例が現状見られる以上、一定の条件（例えば、当該定員減少させる施設の所在市町村において待機児童が発生している場合、当該定員減少により市町村の保育確保義務の履行に支障がある場合等）を設定したうえで、条件に合致する場合には定員減少について「協議」することも可能とする仕組みを許容するべきではないか。

○そもそも2号認定子どもの定員を1号認定子どもの定員へ切り替えるケースが生じる理由は、公定価格の不合理な差があるからであり、施設がそのような変更を行う誘因が働かないよう、単価設定を見直すべきではないか。

各府省からの第2次回答

子ども・子育て支援新制度において市町村は、5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を実施しているところ、法施行後5年を目途に行う法見直しの中で、1期目の計画期間の実態について検証を行い、子ども・子育て会議における議論も踏まえ、検討を行う。
なお、本件提案は施設側の負担が増えることが懸念されることから、慎重な検討が必要である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

253

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

幼保連携型以外の認定こども園の認定事務・権限の中核市への移譲

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等事務・権限の移譲について、幼保連携型認定こども園の認可と同様に中核市にも移譲する。

具体的な支障事例

中核市については、幼保連携型認定こども園の認可権限と幼保連携型認定こども園以外の認定権限が一致しておらず、市として認定こども園にかかる事務を一体的に進めにくい。
・幼保連携型認定こども園の認可権限：知事、政令市、中核市
・幼保連携型認定こども園以外の認定権限：知事、政令市（H30年4月～）

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第3条、第4条、第7条、第8条、第29条、第30条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、青森市、福島県、八王子市、長野市、豊橋市、豊田市、奈良市、姫路市、鳥取県、沖縄県

○施設類型によって権限を有する自治体が違うため、書類の様式や認可・認定スケジュール、書類の提出先等が異なり、事業者にとっては手続きが煩雑になるとともに、市としては認定こども園に係る事務を一体的に進めにくくなっている。幼保連携型認定こども園の認可等の権限と併せて、幼保連携型以外の認定こども園の認定等の権限も移譲することで、認定こども園に係る事務について市で完結することが可能となり、事業者にとっての負担軽減や行政における事務の効率化につながる。

○幼保連携型以外の認定こども園の認可権限を中核市に移行することにより、地域の実情を反映した認可事務を行うことができる。

○本市では子ども・子育て家庭が、多様な保育ニーズに応じて教育・保育施設を選択し、適切な集団規模の中で等しく教育・保育を受けることができるよう、「奈良市幼保再編基本計画・実施計画」に基づき、すべての市立

幼稚園と市立保育園をあらゆる手法(施設の統廃合や民間移管等)を用いて再編し、「幼保連携型認定こども園」に移行することを計画的に進めている。

こうしたなか、私立幼稚園に対して、現在認定こども園への移行について積極的な支援を実施しているところである。しかしながら、現在取組を行っている案件においても私立幼稚園へ認定こども園化を促す行政の立場として、幼保連携型以外の認定こども園に係る認定権限を有していない現行においては、私立幼稚園への移行に関しての説明がスムーズにいかないことに加え、幼保連携型以外の認定こども園移行を希望する私立幼稚園は県と市の双方に事務手続きを踏まなくてはならず、煩雑であり、こども園化に支障をきたす恐れがあり、対応に苦慮している。

○「認定等の権限」とあるが、「認定権限」については、提案のとおり事務効率化につながるため、財政的補償等の措置がなされる上での移譲は効果的であると考えますが、「認定基準」の策定部分を含む場合については、私立学校審議会との調整等課題がある。

○認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した場合、中核市に対する認可の事前協議及び認可申請書類の作成、県に対する認定の事前協議及び認定申請書類の作成が同時期に必要となり、事業者にとっての事務的な負担が大きい。

市と県の事業計画における提供体制の確保に対する考え方が違う場合、認可外保育施設の運営事業者が保育所型認定こども園への意向を希望した際に、中核市における保育所認可は得られるが、県による認定こども園の認定が得られないというケースが生じ、現に認可外保育施設を利用する1号認定該当の児童が当該施設を利用できなくなる可能性がある。

特定認可外保育施設型認定こども園の申請があった場合、市において認定の可否を判断することはできないが、事業計画上、提供体制に不足が生じている場合、申請を拒否することもできない。

○施設の認可権者と認定こども園の認定権者が異なるため、事業者が双方の窓口と協議を行ったり、ほぼ同様の書類の提出を求められるなど、県、中核市ともに負担が大きくなっている。

・認定こども園(類型未定)への移行を目指す事業者にとって、一義的な相談窓口が不明確であり、責任を持った対応が難しくなっている。

・認定こども園の認定権者と特定教育・保育施設の確認権者が異なり、各々指導監査権限を有しているため、事業者にとって負担感があり、行政庁でも監査の着眼点や指摘事項の擦り合せ等の事務が必要となっている。

○保育の実施主体である市町村が認可事務も行うべきであることから、意見に同調する。

○指定都市と同様に中核市に対しても認定事務を移譲し、類型によらず認定こども園に関する事務を市で完結することにより、事業者にとっての負担軽減に繋がるものと考えます。

○幼保連携型とほぼ同様の認定基準となっている。また、幼保連携型以外の認定は既存の保育所(幼稚園)からの移行が多いため、既存園の実情を把握している中核市において、認定する方が合理性があると思われる。

各府省からの第1次回答

中核市への権限移譲については、今後、引き続き中核市市長会における検討を注視していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

早期に権限移譲が実現されるよう検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

中核市については、手挙げ方式も含め移譲を検討すべきである。

また、指定都市及び中核市以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すこととすべき。

【全国市長会】

中核市への移譲については、手挙げ方式も含めた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○文部科学省より、「幼稚園団体からの懸念の声があり、当該権限の中核市への移譲について相談・説得を行っていく。」との1次ヒアリングの回答だったが、現在の調整状況についてお示しいただきたい。

各府省からの第2次回答

- ・引き続き中核市長会における検討を注視していく。
- ・幼稚園（団体）側には、幼児教育の質の確保の観点から、中核市の事務体制・処理能力への不安等があるとのこと。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

255

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への協議にかかる事務負担の軽減

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合の都道府県知事への「協議」について、「届出」に見直すなど、義務付けの緩和をすること。

具体的な支障事例

特定教育・保育施設の定員設定や定員変更を行う場合は、都道府県知事への協議が規定されているが、そもそも利用定員の設定は市町村において必要性をふまえたうえで行われていることから都道府県において特段の判断を示す必要性が乏しい。届出制に変更することにより、事務の簡素化が実現できる。
また、特定地域型保育事業における利用定員設定については、特定教育・保育施設と異なり、利用定員設定・変更における都道府県の協議義務はないことから、制度の整合性にも疑問がある。
なお、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしてされており、当該計画においては、「必要利用定員総数その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期」について定めるものとしてされている。市町村が自ら定めた計画に従って行う利用定員の増減について、都道府県に協議することは不要なのではないか。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第31条第3項及び第32条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、青森市、福島県、ひたちなか市、船橋市、横浜市、海老名市、石川県、長野市、浜松市、豊田市、高槻市、北九州市

○子ども・子育てプランにおいて、都道府県は市町村の数値を集計するだけの為、市町村での判断さえ行われていれば、都道府県での判断は必要ないとする。また整備事業を数多く実施しているため、対象施設が多く、比例して道と本市の事務量が多くなっている。
○本市においては、新規開設園の認可時に県との協議期間として1か月を要するため、すべてのスケジュールを前倒して行っている。また、既存園の定員内訳も変更時にも園からの申し出があっても、県協議期間の1か

月を空けて認めることとなるので、園の申し出に対して迅速な対応ができない。また、提案市の仰るとおり利用定員の設定、変更は市の実情に合わせて行っており、都道府県の判断によって変更されることが考えられない。

○子ども子育て支援事業計画に沿って利用定員の設定・変更を行うため、都道府県への協議については不要であるとする。

○左記支障事例と同様に協議にかかる事務負担が生じている。なお、「特別自治市」の早期実現を掲げる本市では、特定教育・保育施設の定員設定・変更についても、都道府県協議の必要性は小さいものとする。

○特定教育・保育施設の利用定員の設定については、市町村が設置者と十分調整した上で行われていることから、「届出」に見直すなど、緩和することで事務の軽減や迅速化につながる。

○本市においては、年間 44 件(H28 実績)の定員設定・変更の手続きがあるが、申請の多くが4月1日から変更を目指して年度末に集中するため、相応の事務負担となっている状況にある。また、都道府県協議の意義として、市町村間の広域調整が考えられるが、当該調整は、市町村計画の策定時点における協議(子ども・子育て支援法第 61 条第 9 項)で行うべきものであり、市町村計画で定めた範囲内での施設単位の定員設定や変更について、都道府県協議を義務付ける必要はないものとする。

○本市においても、利用定員の設定や変更については、市で策定した計画に基づき市の実情に応じて行うものであるため、県協議は不要であるとする。

各府省からの第 1 次回答

教育・保育施設については、広域利用もなされており、子ども・子育て支援法第3条に基づき、都道府県は広域自治体として市町村に対して調整や援助を行うこととなっている。各都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画において、一定区域ごとに需要(量の見込み)と供給(確保方策)を設定し、それに基づき、幼保連携型認定こども園などの教育・保育施設の認可・認定を行っていることから、都道府県への協議の必要性はあると考えている。

なお、提案において指摘されている地域型保育事業の利用定員の設定・変更について、都道府県への協議が義務付けられていないのは、同事業がそれぞれの地域のニーズにきめ細かに個別に対応する性格のものであり、本来広域的な利用を念頭に置いていないからである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

○都道府県として、「量の見込み」等を広域的に把握する必要性はあるとするが、個々の園ごとの利用定員等の変更の是非については、市町村の判断を尊重すべきで、都道府県が判断する必要性に乏しく、協議ではなく届出でよいとする。

○市町村計画に基づき、教育・保育施設の認可・認定を行っており、これを大きく逸脱した定員変更がなされるケースは考えにくい。

○整備必要数に対する供給方法(教育・保育施設もしくは地域型保育事業)の選択は市町村が行っているところであり、これまでも府による広域利用調整が必要なケースは発生しておらず、利用者のニーズにより市町村間で適切に処理されている。

○これら現状に鑑みれば、特定教育・保育施設の利用定員の変更について都道府県への協議の義務付けは必要はなく、届出に変更していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【船橋市】

○都道府県子ども・子育て支援事業計画で定められている一定区域のほとんどは、区市町村単位であり、量の見込みと確保方策についても、市町村が定めた同区市町村計画の積み上げであり、計画策定時に協議済です。

○これに基づいて認可・認定を行っているのであれば、市町村計画の範囲内での利用定員の設定・変更は協議の必要性は薄く、届出で支障がないと考えます。

○また、認可・認定は所在地の区市町村が事業者を募り、市町村計画や必要性を副申し都道府県が審査している現状であり、都道府県が主導的に計画に基づき施設整備しているものではありません。

○以上のことから、都道府県として計画との整合を図る観点から、状況の把握は必要ですが、計画策定時及び、認可・認定時に別途協議を行っているため、利用定員の設定・変更の協議は届出として支障ないと考えます。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

子ども・子育て支援法における特定教育・保育施設の定員の設定及び変更に係る都道府県協議については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、義務付けを見直すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

<総論>

○利用定員の個々の設定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、利用定員の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村の計画の積み上げを基本として都道府県計画が策定されていることを踏まえれば、個々の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みを的確に把握している市町村であり、市町村自らが、利用定員の増減について調整を可能とする仕組みとすべきではないか。

○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。

<特定教育・保育施設定員の設定・変更の「協議」の義務付けの緩和>

○地方分権改革推進委員会第3次勧告（平成21年10月7日）において、地方に対する義務付け・枠付けのうち、「協議、同意、許可・認可・承認」について見直し方針が示された。当該勧告内容を踏まえれば、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられている以上、市町村計画に基づいて行われる個別の利用定員の設定・変更についての都道府県への協議は不要ではないか。

○仮に、個々の利用定員設定・変更についての都道府県への協議の義務付けを存置する理由があるのであれば、第3次勧告の勧告内容を踏まえた説明をお願いしたい。

○また、実態としても、提案団体からは、都道府県が需給調整や広域調整を行ったケースはないと聞いており、個別の利用定員の増減に関して、都道府県が実質的な判断を下すことは困難なのではないか。

各府省からの第2次回答

各都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業計画において、一定区域ごとに需要（量の見込み）と供給（確保方策）を設定し、それに基づき、幼保連携型認定こども園などの教育・保育施設の認可・認定を行っていることから、都道府県への協議の必要性はあると考えている。

また、教育・保育施設等に対しては、公費が投入されていることから、その定員の変更については、市町村だけでなく広域自治体である都道府県においても、過度な定員の増加を防ぐなど地域のバランスを保つための担保措置が必要である。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

257

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等の人員配置基準の緩和

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士不足による待機児童の解消を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)第33条第2項に定められている保育士の数の算定について、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認めるものを保育士の数として算定できるよう同基準第95条及び第96条の改正を求める。

具体的な支障事例

国の「待機児童解消加速化プラン」により、府内でも保育の受け皿及び保育士確保を進めているところであるが、府の調査(平成26年1月)によれば、約8割の保育園が5年前と比較して保育士の確保が困難と回答しているところである。全国的な待機児童の解消を図るために、平成28年4月から保育士配置要件の弾力化が図られているが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第97条で定める「各時間帯において必要な保育士」を配置できたとしても、保育士の数として算定できなければ、児童の受け入れができないケースが発生する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

第95条、第96条が定める「園全体として配置しなければならない職員」として、大阪府が育成を検討している「保育支援員」を位置づけることにより、要件弾力化の効果が発揮されて児童の受け入れが図られ、ひいては待機児童の解消につながる。

なお、提案が実現された場合は、保育の質を確保するために、本緩和措置と情報公開(「保育の質」「保育士の処遇改善」の見える化)に取り組むこととする。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条及び96条
認定こども園法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高槻市、新宮町

○事業者からも保育士確保が非常に困難である旨相談を受けているところであり、実際に利用調整において、弾力利用の部分で保育士不足を理由に利用受け入れができないケースが発生している。

各府省からの第1次回答

- 保育所等における保育士の配置基準については、利用者の処遇・安全・生活環境に直結し、かつ、保育の質等に深刻な影響が生じうる事項であることから、児童の人数及び年齢に応じて最低限の基準を定めるものである。
- よって、配置基準上必要な保育士を保育補助者である「保育支援員」に置き換えることは、保育の質の低下を招くことから、困難である。政府としては、保育の質の向上のために保育士配置の改善等の取組みを進めており、「保育支援員」の配置は人員配置基準上必要な保育士を確保した上で行っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行法令では、保育士が子どもと向き合う各時間帯における職員配置(第97条)では、基準上必要な人員の2/3の保育士を配置すれば、残り1/3は「知事が認める者」も配置が可能。しかし、園全体における職員配置(第96条)では、基準上必要な人員の1/3に「知事が認める者」が認められていない。

97条で求められる職員配置の要件を満たしていたとしても、96条の基準を満たさないため、子どもの受け入れを減らざるを得ないケースが出てきているが各時間帯における職員配置を満たしているのであれば、園全体における職員配置を緩和しても保育の質は維持されると考える。

貴府・省からは、保育の質の低下に対する懸念が示されたが、保育士が子どもと向き合う際の配置基準を緩和するものではないため、保育の質の低下を主張するならば、その根拠を明らかにしていただきたい。

なお、保育支援員は、現在「知事が認める者」として国も想定している子育て支援員よりもさらに講義研修・OJT・検定を経て養成することを想定しており、子どもと向き合う現場での質の向上に資するものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。
「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

- 1次回答のとおりであるが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条は、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を保育士に代えて配置することができる旨規定している。また、同基準第96条は保育所認可の際に必要な保育士の数を超えて保育士を置かなければならない場合に、同基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定に当たり、当該超過分については都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことができる旨を規定している。
- なお、保育士が実施すべき業務を「保育支援員」に代替させることとするとの提案であるとすれば、保育の質の確保の観点から対応は困難。貴自治体の「保育支援員」はわずか27時間の研修時間と聞いており、1000時間の履修時間を必要とする保育士と比較して保育の質が低下することは明らかであると考えている。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

258

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育室等の居室面積基準の緩和

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

第一次地方分権一括法等により、標準となっている保育所に係る居室の床面積基準の要件を、都市部だけではなく待機児童が発生している新興住宅地等も適用できるよう見直しを求める。

具体的な支障事例

保育室等の面積基準については、すでに第一次地方分権一括法及び関係政省令等により一部地域で「従うべき基準」から「標準」に緩和されているが、要件が厳しく(前々年の待機児童数 100 人以上かつ前々年の住宅地の公示価格の平均額が 3 大都市圏の平均を超える)、大阪府においては要件を満たす大阪市、豊中市及び吹田市以外でも 22 の市町村で待機児童が発生しているところである(H28 年 4 月現在)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

居室面積基準の緩和によって一人でも多くの児童を受け入れることにより、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する

根拠法令等

- ・児童福祉法第 45 条第 2 項
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 32 条
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 23 年法律第 37 号)
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令(平成 23 年 9 月 14 日政令第 289 号)
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令
- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域(平成 23 年 9 月 2 日厚生労働省告示第 314 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高槻市、宇美町

〇面積基準の関係で、兄弟同施設利用ができず、利用を断念されるケースもあることから、一定の緩和によって、一人でも多くの子どもを受け入れ、待機児童・利用保留児童を解消することが必要である。

各府省からの第1次回答

国が定める人員配置や面積についての最低基準は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期である就学前の児童に対する保育について、身体的、精神的、社会的な発達のために必要な生活水準を確保するための基準として定められている。

特に保育室やほふく室の面積基準については、ほふくのためには一定程度のスペースが必要であるなどの理由から定められており、児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠な基準であるため、「従うべき基準」として全国一律を原則としている。

その上で、①待機児童の数が深刻な状態であって、②土地の価格が非常に高く保育所用地の確保が困難である自治体に限り、待機児童解消までの一時的な措置として、面積要件を「従うべき基準」ではなく「標準」とし、合理的な理由がある範囲内において、厚生労働省の基準と異なる内容の条例を定めることを認めているところである。

従って、土地の価格が高いことが障害となって待機児童の解消が進まない場合の一時的な特例措置であるという制度趣旨に鑑みれば、ご提案の新興住宅地であることのみをもって本特例の対象とすることは不適切である。

なお、政府としては、各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、小規模保育事業や家庭的保育事業などの多様な保育を含め、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大阪府内においては、特例の対象となっている大阪市、吹田市、豊中市以外の新興住宅地を抱える郊外の22市町においても待機児童が発生しており、待機児童の解消は都市部だけの課題ではない。また、土地の価格が周辺と比較して高く保育所用地の確保が困難であるという状況は新興住宅地においても発生しており、都市部と同様の合理的理由があると考えている。

現状の特例対象は「①前々年4月1日現在で待機児童100人以上②前々年1月1日現在で住宅地公示価格の平均額が3大都市圏の平均を超える」とされているが、三大都市圏の住宅地公示価格の平均額をメルクマールとすると東京圏の住宅地公示価格の影響を受け平均額が高くなり、対象となる市町村が極めて限定的であり、整備を進める上で支障となっている。

また、大阪府内では幼保連携型認定こども園の移行が進んでおり(保育所991に対し、幼保連携型認定こども園434)、幼保連携型認定こども園も対象としなければ移行の妨げとなる可能性があるため対象としていただきたい。

また、貴府・省回答にある小規模保育事業や家庭的保育事業などによる保育の受け皿拡大には既に取り組んでおり、このような取り組みを実施してもなお不足している現状があることから各自治体が苦慮している。

なお、面積基準の緩和を実施している大阪市では、これによってなんらかの不都合が生じているとの報告は受けていない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

保育室の居室面積は原則「従うべき基準」とされ、例外的に「標準」が認められているが、適用される条件・地域が限定的となっているため、地域の実情に即した対応ができなくなっている。

「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。

「児童が心身ともに健やかに成長するために必要不可欠」のみでは、「従うべき基準」とする理由としては不十分である。

「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

- 本提案は、新たな特例の創設を求めているのではない。現行認められている特例の地域要件を、待機児童対策が深刻で、希望する市町村でも活用できるよう、緩和を求める提案に過ぎない。現行の大阪市の活用例のように、様々な安全対策を前提とすれば、保育の質の懸念には当たらないのではないか。
- 認定こども園は、「従うべき基準」から「標準」となる特例が設けられていないが、直ちに認めるべきではないか。
- 特例措置は平成 31 年度末までとなっており、現場では、特例措置終了後のクラス編成に支障が生じるため、現場では特例を活用しにくい状況となっている。特例措置の時限を、「平成 31 年度末」から待機児童問題が収束するまでの「当分の間」とすべきではないか。
- 待機児童問題は、都市部における待機児童「数」だけの問題ではなく、市町村自らによる施設整備や人材確保など長期的なコストを伴うものであり、地方部でも深刻な問題である。地方部や小規模市町村の合理的・安定的な財政運営の観点からも、今回の地域要件の緩和を検討すべきである。
- 地域においては、小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育の実施主体を探しても見つからないのが現状である。このような状況では、面積基準の緩和に頼らざるを得ないことを理解すべきではないか。
- 提案団体の保育所では、保育室の隣に幅の広い廊下があり、児童の活動、保育士の監督の面からも問題なく、保育室と一体的に活用できている。このようなスペースを常時活用できるのであれば、保育室の面積にカウントできる旨を通知等で示すことにより、提案団体の支障は解消されるため、このような対応も検討すべきである。
- 現在の要件では、3大都市圏の住宅地の公示価格が3大都市圏の平均を超える必要があるが、東京圏の公示価格が高すぎるため、ほとんど東京圏の市区しか制度を活用できず、待機児童問題を抱える他の自治体では活用できなくなっており、効果が極めて限定的となっている。大阪府内のように活用希望が明らかである市町村が活用できるよう、要件を見直すべきである。
また、市町村の規模によらず待機児童数 100 人以上の基準とすることは、現下の深刻な状況を踏まえれば、不合理と言わざるを得ず、見直すべきである。
- 例えば、現行の待機児童要件を「待機児童が発生している地域」、地価要件を約7万円下げること、「『待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について』の対応方針(平成 28 年4月7日雇児発 0407 第2号)」の大阪府内の対象となる大半の市町村で活用できるようになり、待機児童の解消に大きな効果をもたらす。入所を希望する児童・保護者の立場にたって、真摯に検討すべきである。
- 大都市では小規模保育等の事業者はあるとはいえ、待機児童を解消するためには、全く不足している状況である。また、小規模保育等を実施するにしても保育に適した物件は少なく、設置するにしても3年程度は要する。待機児童は現在も発生しており、早急な対応を求める。

各府省からの第2次回答

- 児童福祉法第 24 条において、保育の必要性があると市町村が認める場合には保育を提供しなければならない旨が規定されている。
- 貴自治体のご提案に対する懸念については1次回答で記載させていただいたとおりであるが、国が定める人員配置や面積についての最低基準は子どもの発達のために重要な基準であり、待機児童解消は保育の質を確保しながら進めていくべきものと考えている。
- 特に、待機児童数、地価等の観点から保育の受け皿確保の困難さにおいて貴自治体を上回る自治体であっても、国基準を超える面積基準を設定し、様々な創意工夫のもとで保育の受け皿を確保している中、子どもの受ける保育の質を切り下げてまで優先すべき対応とは考えにくい。
- 政府としては各市町村が地域の保育ニーズを捉えた上で必要な保育の受け皿を整備することが基本と考えており、将来の施設の転用を見据える等自治体の状況に応じた創意工夫をこらしながら、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、積極的な保育の受け皿確保を進めていただきたい。

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

259

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

保育所等の設置に係る採光基準の緩和

提案団体

大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、大阪市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法施行令(昭和25年5月24日法律第201号)により、保育所等の採光基準が施設に義務付けられ、保育所等の設置が困難となっていることから、当該基準の改正を求める

具体的な支障事例

高層マンションの建設ラッシュ等により都市部を中心に保育所等の新設の必要性が高まっている。しかし、都市部においては新設するための用地を確保することが困難であるため、賃貸物件を活用して保育所等の整備を進めているが、保育所を設置する物件の確保が困難な状況にある。さらに、せっかく見つけた物件であっても、建築基準法施行令の採光基準を満たさないため、整備を断念せざるを得ない場合があり、待機児童の解消が困難となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

保育所等の設置促進が図られ、待機児童の解消につながり、一億総活躍社会の実現に資する。

根拠法令等

- ・建築基準法第28条
- ・建築基準法施行令第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高槻市、大村市

- 保育所等の立地については、利便性の高い地域が特に求められるところ、都市部においては、用地や物件の確保が困難な状況であり、採光基準の緩和により、物件の選択の幅が増えることで整備の促進につながる。
- 現在、本市に支障事例はないが、今後、本市もそのようなケースが考えられる。

各府省からの第1次回答

- 既存建築物を保育所に用途変更しやすくすること等を目的に、採光に係る技術基準の合理化を図るため、
- ①保育所の保育室等の実態に応じた採光の代替措置の合理化
 - ②土地利用の現況に応じた採光補正係数の選択制の導入
 - ③一体利用される複数居室の有効採光面積の計算方法の弾力化

を内容とした建築基準法に基づく告示の改正を検討している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在発生している待機児童解消のため、早期の改正をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

—

平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第2次回答

管理番号

290

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化

提案団体

和歌山県、橋本市、御坊市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、有田川町、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、大阪市、神戸市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

子ども・子育て支援法における支給認定について、第3号から第2号への職権変更認定の時点を、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設ける。

具体的な支障事例

子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に係る認定から同項第2号に係る認定に切り替わる場合には、同法第23条第4項により市町村は職権で変更認定をすることができる。しかし、現行制度では子どもが満3歳に達する都度、支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩瑣となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点を、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改められたい。

なお、支給認定事務は、保護者の申請による変更と職権変更とを合わせ、毎月相当な件数の事務が発生している。そのような状況で職権変更の手続きだけでも年1回に集約できれば、事務の漏れも少なくなり負担軽減となる。4月の事務量が増加することは考えられるものの、毎月の職権変更事務がなくなることの負担減の方が市町村にとってのメリットが大きい。

(参考)平成28年度の職権による変更認定件数

○和歌山市・・・約1,300件

○御坊市・・・117件

○岩出市・・・247件

○かつらぎ町・・・75件

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

変更認定事務を基準日に一括化することにより、市町村の事務負担が軽減される。また、保護者にとっても、年度当初の利用者負担額通知等と併せて職権変更による支給認定変更通知を受け取ることとなるので、年度途中で自らの申請によらない支給認定変更通知を受け取ることもなく、混乱を招かない。

根拠法令等

子ども・子育て支援法第19条、第21条、第23条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、ひたちなか市、練馬区、船橋市、川崎市、逗子市、海老名市、磐田市、知多市、城陽市、出雲市、山陽

○認定区分の変更、保育標準時間・短時間の変更、認定期間の変更など、支給認定に関わる変更事務が多く、そのことに伴い保護者の手続き及び受け取る通知書も多いので混乱するとのご意見を頂く。また、職員の事務も煩雑になっている。待機児童の現況届の提出義務緩和も行われたので、2、3号認定の簡素化も要望する。

平成28年度 職権による3号から2号への変更認定件数 2,249件

○満3歳児到達時に認定証を発行をするが、利用者負担額に変更がないため、混乱を招いている。年度当初に利用者負担額通知と同時に送付した場合、事務量も削減され、郵送料の削減にもつながる。

○本市においても、平成28年度の同様の事務について、第3号から第2号への変更認定事務の処理件数が約2,300件に上り、1月当たり200件弱事務処理が発生している。毎月の事務処理を年一度に集約できれば、一括処理による事務処理の効率化が図られ、年間を見通した際に事務負担が軽減される。

○職権変更処理を毎月行うことによる事務負担については、提案団体と同意見である。特に、保護者からの毎月の申請に伴う変更と職権変更が重複する場合など、ミスが増える要因となっていることから簡素化の提案に賛同する。また、大幅に事務を簡素化するためにも2・3号の区分を1つに統一することもご検討頂きたい。

○保護者にとり、年度途中の切り替えのメリットがなく、学年の概念でクラス編成をしている現況においては、認定基準日を4月1日とすることで、いわゆる年少以上未満とも一致することとなる。

○提案団体と同様に、当該事務について毎月事務が発生しており、負担が大きい。年度始での一括発行の場合、年度途中での認定内容の変更があった場合に作業が複雑化する可能性もあって検討が必要であるが、緩和により事務量を削減できるようにするのが望ましい。

○本市においても支給認定事務については、提案団体の事例と同様に、保護者の申請によるものと満3歳到達時点の変更による事務手続きにより、多大な事務負担が生じている。

○当市の職権による変更認定件数は、年間約600件。

○現行制度では子どもが満3歳に達する都度に支給認定の変更手続きを行うこととなるため、事務が煩瑣となっている。事務の簡素化のため、上記の職権変更においては、第2号認定の時点、満年齢到達時点ではなく、年度当初の4月1日など、一定の基準日を設けるよう改めることで、事務手続きの簡素化が図られる。

○子ども・子育て支援法における支給認定について、同法第19条第1項第3号から同法第19条第1項第2号への職権変更認定の時点、年度末の3月31日など、一定の基準日を設けた場合、毎月の事務負担軽減に繋がると思われる。また、本市の地域型保育事業において、満3歳になった児童については、原則として退所することとし、保護者が引き続き当該事務所の利用を希望する場合は、最大で当該年度の末日(3月31日)まで利用できることとしている。仮に、第3号から第2号への支給認定変更基準日が設けられた場合、年度中に3歳に到達した児童が一律に当該年度末まで入所を継続できる等、利用者においても、制度についてより理解し易くなるものと思われる。

保育料や給付費について、現行制度では年度当初の児童の学齢を基準としているため、年度途中で支給認定に変更(3号→2号)があったとしても当該年度中においては保育料等に影響は及ぼさないこととなっている。そのため、第3号と第2号の児童が同じ基準で保育料、給付費の決定をなされるという状況が生じている。上述のような基準日が設けられた際には、このような状況も発生しないものと思われる。

○本市においても、同様の事例が発生しています。支給認定を受けていても施設入所がかなわないため支給対象とならない例も当然にありうる制度設計であり、全面的な見直しが必要です。

各府省からの第1次回答

現行制度下においても、2号認定・3号認定それぞれの有効期間を明示することで、まとめて認定することが可能となっており、これを適用することによって事務負担の軽減は可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答の内容では事務負担は軽減されない。

3号及び2号をまとめて申請・認定する運用が可能とされているが、その場合、3号及び2号の両認定を二重管理する必要があり、システムがそういった仕様でない市町村は対応が困難。また、システム上、二重管理ができるとしても、支給認定の有効期間中に、認定事由の変更など保護者からの申請による変更手続きが頻繁にあるため、その都度、両認定を変更することとなり、事務はむしろ煩雑化し、ミスが生じる要因ともなる。

また、現状で、保護者に対しては、認定区分の変更と利用者負担額等の変更とは時期が異なることについて文書等により説明しているが、そもそも保護者にとって認定区分の違いは重要ではないため理解いただけないことも多い中、3号及び2号をまとめて申請・認定するとなれば、更にその趣旨を説明する必要が生じ、市町村にとつ

て負担軽減とはならない。

本提案については、事務の実施状況が市町村ごとに異なることも考慮し、市町村ごとに支給認定の基準日を設定するか否か選択できる規定とした場合でも、例えば他市町村への転居があった場合に、転出元と転入先で認定区分が異なっても、転入手続きなど市町村の事務実施に支障は無い。また、認定区分の変更の時点、例えば4月1日に設定したとしても、児童手当や母子保健制度への影響は特になく考えられる。そもそも2号及び3号の認定区分を設定していることにより市町村に多大な事務負担が生じている。具体的には、3号から2号への職権変更事務の時期だけが、利用者負担額の決定など保育給付に係る事項やクラス編成等の変更時期と相違していることは、事務の煩雑化と混乱を生じさせる要因となっており、地方自治体のスムーズな事務実施のため、制度の早期見直しを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【逗子市】

事務の省力化と利用保護者の理解しやすい制度として、再度改正を希望する。現行制度は、年度途中で保育料の見直しが行われたことと併せて、利用保護者に非常に分かりにくい。

【山陽小野田市】

システム上は原則どおり満3歳に達する都度に支給認定の変更を行う仕様になっており、2号・3号をまとめて認定するためにはシステム改修が必要となる。

国からの通知が「まとめて認定することが可能」では全国的な決定事項とはみなされず、本市の独自改修扱いとなり、システム改修費がかかることになる。

事務量・効果等を考慮すると運営費の算定基準日である4月1日を基準日とし、全国的に取り扱いを統一すべきと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○2号認定と3号認定の区分が有意でないことは明白であり、早期に区分の廃止を検討すべきである。

各府省からの第2次回答

提案の趣旨を踏まえ、3号認定から2号認定への職権による変更に伴う認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の事務処理方法について検討し、必要な措置を講じてまいりたい。